令和３年３月　第１回佐々町議会定例会　会議録　（２日目）

１．招集年月日　　令和３年３月９日（火曜日）　午前10時00分

２．場　　所　　佐々町役場　３階　議場

３．開　　議　　令和３年３月10日（水曜日）　午前10時00分

４．出席議員（10名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
1	須藤敏規君	2	浜野　亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部　豊君	6	永安文男君
7	橋本義雄君	8	平田康範君	9	淡田邦夫君
10	川副善敬君				

５．欠席議員（なし）

６．法第121条による説明のための出席者職氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名	職　名	氏　名
町長	古庄　剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事兼事業理事	松本孝雄君	総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君
税務課長	大平弘明君	住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君
建設課長	川崎順二君	産業経済課長	藤永尊生君	会計管理者	内田明文君
教育次長	水本淳一君	農業委員会事務局長	金子　剛君	水道課長補佐	大石俊一君

７．職務のための出席者職氏名

職　名	氏　名	職　名	氏　名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	山下　慶君

８．本日の会議に付した案件

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　一般質問

(1)　２番　浜野　亘　議員

(2)　３番　永田勝美　議員

(3)　６番　永安文男　議員

(4)　７番　橋本義雄　議員

日程第3　議案第５号　専決処分した事件の承認を求める件

（佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第4　議案第６号　佐々町介護保険条例の一部改正の件
日程第5　議案第７号　佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の廃止の件
日程第6　議案第８号　佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
日程第7　議案第９号　佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件
日程第8　議案第10号　佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件
日程第9　議案第11号　佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件

９．審議の経過
（10時00分　　開議）

―　開議　―

議　　長（川副　善敬　君）
皆さん、おはようございます。
本日は、令和３年３月第１回佐々町議会定例会の本会議の２日目です。
本日の出席議員は全員出席です。
これから本日の会議を開きます。

―　日程第１　会議録署名議員の指名　―

議　　長（川副　善敬　君）
日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、８番、平田康範君、９番、淡田邦夫君を指名します。

―　日程第２　一般質問（浜野亘議員）―

議　　長（川副　善敬　君）
日程第２、一般質問を昨日に引き続き行います。
それでは、質問通告書の順に発言を許可します。
一問一答方式により、２番、浜野亘議員の発言を許可します。
２番。

２　　番（浜野　亘　君）
おはようございます。２番、浜野亘です。議長の許可を頂きましたので、通告一覧表のとおり、４つの項目についてお尋ねをしたいと思います。
私は、佐々町をもっとよか町にするため、質問と提案等をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。
明日で東日本大震災から丸10年になります。あれは、この議場で職員時代に、休憩中の午後

３時過ぎだったと思います。総務課長から一報があったことを思い出されます。当時は、大きな地震が発生したということだけで、死者・不明者約１万8,500人、まだ福島原発の燃料デブリは手つかずの状態です。未曽有の災害になるとは思いもしませんでした。復興はまだまだで、大災害が発生すると復旧・復興までに時間がかかり、日常を取り戻すには大変であることが証明されました。

一方、新型コロナウイルスは感染の猛威を振るい、全世界での感染者数は１億1,600万人を超え、死亡者数も258万人を超えました。国内の状況にあっては、感染者は44万人を超え、死者は8,300人を超えています。また、緊急事態宣言も首都圏の１都３県で２週間の再延長となりました。この新型コロナウイルスも一種の災害ではないでしょうか。

それでは、質問に入ります。

１番目、新型コロナウイルスワクチンの接種方針とＰＣＲ検査等助成についてお尋ねをいたします。

新型コロナワクチンの医療従事者への優先接種が始まりましたが、本町では今後、65歳以上の高齢者等へのワクチン接種を町立診療所において集団接種の検討がされているとの説明でしたが、医院でも接種ができるよう個別接種の予算が上がっています。

テレビでは、早いところで４月12日から65歳以上へワクチンの接種を行うと報道されていました。本町での現在の状況とワクチン接種の予定を示していただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルスのＰＣＲ検査等への助成をされるとのことですが、これからは、ＰＣＲ検査を受けたいと思っても検査場所が分からない方、助成対象者や助成額への対応など、また、新型コロナワクチン接種についての相談窓口が必要だと思います。

そこで、長崎県にはＰＣＲ検査の部署として受診相談センターがあり、佐世保市ではコロナワクチンセンターが設置され、また、県北保健所へも電話の必要があるかもしれません。

そこで、本町では１か所で対応できるように、仮称「新型コロナコールセンター」の設置を考えておられないのかお尋ねをしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

議員の御指摘のとおり、大変新型コロナウイルスというのが流行しておりまして、我々も大変苦慮しているところでございまして、新型のコロナのワクチンということで医療従事者への先行接種が全国的に始まりまして、２月の17日から長崎県内において、２月の22日から長崎県内において開催されたということで、近隣では佐世保市の佐世保労災病院、長崎の労災病院が対象の医療機関ということで接種をされることになったところでございます。

接種の優先順位といたしましては、御存じのとおり、これについて先行接種以外の医療従事者の接種のほうに移行しておりまして、その後、65歳以上の高齢者の接種を開始する予定とされているところでございます。

しかし、議員も御存じのとおり、報道等で御存じのとおりでございますけど、ワクチンの確保というのがなかなか厳しく、争奪戦になっておりまして、国際的になかなか厳しいということで、日本における確保がどうなるのか、時期を含めても示されていないというのが現状でございまして、新聞報道では、国の方針としまして４月12日の週から高齢者の接種を始めるが、数量が限定的であるということを聞いておりまして、４月の26日の週から本格化させるということがなっているわけでございます。

また、長崎県では４月５日の週に1,950回分、12日の週に9,750回分、19日の週に9,750回分、そのワクチンが配送される予定になっているということでございます。

本町に対しましては、19日の週に487人分、26日の週に同じく487人分が配送される予定だということで聞いておりますが、その後、毎週配送されるのか、間隔が少し空くのかというのが全然今分かっていないところでございます。もし間隔が空くようであれば、高齢者施設の入所者や、それから従事者の方、医療従事者の方に接種していただくなどの検討をしなければならないのではないかということを今考えているところでございます。

また、今回提供されるファイザー社のワクチンというのが、議員も御存じのように、２回の接種が必要になっているということでございまして、１回目の接種後に３週間の間隔を空けて２回目を打つことになっているということでございます。しかし、これについても、国において接種間隔の拡大を検討するという報道がなされておりまして、接種の間隔が広がればスケジュールも大きく影響するのではないかということで考えております。

このように、報道されている情報を基に、ある意味、町で勝手に推測をしながら様々な検討をしている状況でございまして、国・県から事前に通知があるわけでもなく、報道される内容を注視しながら日々検討をやりなおしているという状況でございます。

したがいまして、今現在、ワクチン接種のスケジュールをお示しすることがなかなかできないという状況でございますので、御理解を頂ければと思っております。

とはいえ、一方で、ワクチン接種には医療機関の先生方の御協力が不可欠でございますので、町内の医療機関の先生方と集団接種の体制確保に向けて現在協議を重ねておりまして、ワクチン接種がいつ始まってもいいように体制は整えようということで考えているところでございます。

また、本町では、集団接種だけではなく、手をあげていただける町内医療機関の中でも個別接種を実施する方針としておりますが、これもまだスケジュール的にどうなるのかというのがお示しをできない状態でございます。

いずれにしましても、住民の方に対しましてスケジュール等をお示しできなくても、集団接種のことや個別の接種のクーポン券などの発送とか予約の方の方法など、時期を見てホームページ等でお知らせして広報しなければならないのではないかと町としては考えておりますので、どうぞ御協力を頂ければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

次のとは課長のほうからよろしくお願いします。

議　　長（川副　善敬　君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達　伸男　君）

それでは、２点目のＰＣＲ検査の助成のことについて御回答をさせていただきます。

今、町長が申しましたとおり、ワクチン接種のことにつきましても、まだ住民の方への情報提供ができておりませんので、そちらにつきましては時期を見てお知らせしたいと考えているところでございます。

まず、ワクチン接種のほうで少し説明をさせていただきますと、健康相談センターの中に臨時的に専用の電話回線を設けて予約相談センターというものを設置して、会計年度任用職員３人を雇用いたしまして、予約受付や相談などへの対応を行う予定ということで考えているところでございます。

それから、集団接種の会場のほうでも、１回目の接種を終えられた方につきまして、その場で２回目の予約もできるようにというふうな対応も行えるようにというふうに考えているところでございまして、こうした予算をさきの臨時議会のときと、今回の定例会の補正予算のほうに予算を計上をさせていただいているところでございます。

このワクチン接種の予約相談センターのほうでＰＣＲ検査に対する助成という部分の問い

合せの対応も行う方向で今現在調整をしているところでございまして、ＰＣＲ検査を受けることができる機関の紹介ですとか、対象となる方、助成の額などの御案内をしていければというふうに今調整をしているところでございます。

今回の補正予算の内容に少し入ることになりますけれども、ＰＣＲ検査の助成につきましては、行政検査となるもの以外の検査を対象といたしまして、県内に限らず、全国どこの機関で受けられたものであっても助成対象とするような組立てを考えているところでございます。

また、回数を１人当たり４回までとして、１回につき5,000円を上限として、９月30日までに受けられた検査を対象とするようなことを考えているところでございます。

こうしたことを予約相談センターのほうで御案内等をしていければとは思っておりますが、補正予算のほうを議決を頂きましたら、ホームページ、それから広報紙は４月号になりますけれども、そちらのほうにも掲載をして御案内したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

まずは、４月12日の週からではなく、４月19日から早くて進めるということですが、スケジュールを示すことができないということですので、私の想像では、高齢者の施設に先にするしかないのかなというふうに思ってしまいました。というのが、接種を受けられる方におきましては接種券が必要ですよね。だから、接種券の配付が今のスケジュールからいくとできないのかなと。特定の高齢者施設の方という形になってしまうのかなというふうに思ってしまいました。違っておれば訂正をお願いしたいと思います。

テレビ等で報道されている、いかにも４月５日の週に配送しますとか言われたんですけども、長崎県においてはまだ１週間も２週間も遅くなってしまうと。それも４月19日の週に487人分しかこないということですので、残念なことでありますが、しょうがないといいますか、致し方ないと思います。

それから、今、保険環境課長からありました行政検査という説明をしておかないといけないと思いますが、行政検査という方は、濃厚接触者または接触者の方、保健所が指定された方が対象となって、行政が全額負担で検査をするという検査の方法です。それ以外の方について、私が例えば東京に行って出張してきて帰ってきたときにちょっと不安だなと思ったとき、ＰＣＲ検査を受けたいと思ったときに5,000円、１回当たり5,000円、１人については４回までというような構想を抱いていらっしゃるようです。

テレビのＣＭなんですけれども、今やっていらっしゃいますけど、１回１万6,500円、長崎国際大学では１万7,600円、長崎大学では３万3,000円と。それにしては１回当たり上限が5,000円というのは少ないかなと。例えば２分の１助成するとかいう考えはなかったのかと思います。私は、早期発見、早期治療が優先されるべきだと思いますので、１万円程度でＰＣＲ検査ができる機関等はあるんでしょうか。例えばインターネットで申し込んでやるとかいうのはありますけども、長崎県内でそういう、補助対象外になったらいけませんから、あるとしたら教えていただきたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達　伸男　君）

まず、最初のほうのワクチンのほうのスケジュールのことにつきましてちょっとだけ御説明をさせていただきますと、高齢者施設への入所者を優先というところも、それを前提に考えているわけではございませんで、先ほど申しましたとおり、４月19日の週と４月26日の週にそれぞれ487人分ということで、実際の接種自体はその翌週、要は19日の週といってもいつ届くのか、何曜日に届くのかというところがはっきりしておりませんので、開始の日といいますか、開始の曜日というのを決定することができません。その週に届くということですので、実際の接種はそれぞれ翌週ということになろうかというふうに考えております。

町のほうでそのあとが困っておりまして、その後の配送計画というのが示されていないということですので、優先順位としては高齢者の方というふうになっておりますが、佐々町の高齢者、65歳以上の高齢者が約3,900人いらっしゃるのに対して、487人の２回分以降が定期的にきちんと配送されてくればいいんですけども、3,900人に接種券を送ってしまったあと、結局487人の２回分しか予約ができずに、その後は予約ができない方が多数出てしまうというところがございますので、接種券の発送自体を年齢階層を細分化させていただいて、小出しといいますか、予約ができる状況に応じながら発送をするのか、高齢者施設のほうを優先をするのかというところをさらにもう少し見えてきてから検討する必要があるのかなというところで、スケジュールを明確にお示しすることができないという状況になっているというところを御理解いただきたいと思います。

あと、接種回数につきましても、今のところは３週間、21日間空けて２回接種となっておりますけれども、２回目の間隔のところがＷＨＯのほうでは21日のところを42日、６週空けても効果はあるというふうなことも言われておりまして、それに基づいて国が２回目の接種というところを検討しているみたいです。

そうなりますと、先ほど487人分と言いましたのは、２回分を、２回目の分まで確保しておく必要がございますので、届いたワクチンの半分しか使えないというふうな計算が、２回目もあとで送られてくるという前提で、１回目で全部使ってしまうということができれば、この数も２倍になってまいります。その辺のところが全く未定ですので、何ともスケジュールをどうしてもまだしっかり組み込めていないという状況でございます。

それから、ＰＣＲ検査の助成のほうですけれども、助成金額は確かに5,000円というのが少ないという御意見もあるかもしれませんけれども、あくまで自費検査を希望される方、なさる方に対する一部助成という考え方で5,000円を上限とさせていただいたところでございます。

県内で検査をなさる機関というのは、公表されておる分でいきますと３機関ですけれども、その中で一番安いといいますか、安いところで１万5,000円程度となっております。この３機関に限定するわけではございませんで、テレビのＣＭもそうですし、ネットとかで検索してもたくさん検査、自費検査をやりますよというところはたくさんございますので、そちらで検査を受けられた分も対象とするようにしているところでございます。そこはもう機関によって金額設定様々でございますので、全てを掌握しているわけではございませんので、そこは御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

大体分かりました。スケジュール的にはまだはっきり示すことができないということで再度言われておりますので、分かりましたら住民の方に周知して、接種希望者には遅滞なく実施し

ていただきたいというふうに思います。

それから、健康相談センター内に予約相談センターということで、そこら辺も新型コロナウイルスに関する部分について説明ができるように、各機関から、県とか保健所とかから情報収集されて、そこで対応できるようにしていただければと。佐々町はコンパクトな町ですので、それができるかというふうに思いますので、住民サービスの向上のために行っていただきたいというふうに思います。

ＰＣＲ検査の助成については一歩前進しましたのでありがたいと思います。水際対策が効果的だと思いますから、金額の見直しについて再度検討を期待したいというふうに思います。

次に、２番目の役場新庁舎の建設に係る公共施設の駐車場確保についてお尋ねをしたいと思います。

新庁舎の基本設計は、来月の４月には平面図等が完成し、実施設計へと進んでいき、令和４年度には着工となります。新庁舎建設の工事期間中だけでなく、将来的な駐車場の確保について、私は委員会で整形地にするため隣地の相談を提案し、昨年12月の定例会では、工事期間中は文化会館、町民体育館や地域交流センターなどの施設の駐車場が足りなくなりますので、約２年間は仮駐車場でも必要だと思いまして用地の確保を提案しましたが、その後、委員会等で地権者との接触や交渉の経過報告はされておりません。どのような状況なのかお尋ねします。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

新庁舎の建設に係る公共施設の駐車場の確保ということで、前回の12月の定例会でもお答えをいたしておりますけど、新庁舎の建設工事期間中の駐車場の確保というのについては、職員に対しては周辺の町有地を利用していただきながら、文化会館等のイベントの際は近隣の広場の使用等をお願いしたりして、未利用地の町有地を利用するなどしていただいて対応していきたいと現在のところは考えているわけでございます。

また、新庁舎完成後の将来的な駐車場の確保につきまして、駐車台数は現状以上に確保するとともに、運営の方法の見直しとか、周辺施設の活用方法も含めて整理していく必要があるのではないかと、そういう方向で今考えているところでございます。

なお、議員の提案をされる用地の確保についてでございますけど、用地交渉となれば相手方の意向もあります。また、補償の点からも多くの費用が必要となるわけでございまして、なかなかそういうことは厳しいのではないかと我々は思っていますし、今現在、議員も御存じのとおり、庁舎建設には多額の費用もかかるわけでございまして、基本計画構想においても、庁舎の建設候補地を選定する中で、財政の影響も鑑みながら、現在の候補地を選定したという経過もあるわけでございます。

どちらにしましても、庁舎建設の起債が数十年にわたって町民の皆様に負担していただくわけでございますので、現在計画している費用の中で庁舎建設を進めていかなければならないのではないかと考えておりまして、用地の買収、それから近隣地の用地の確保というのはなかなか現状では厳しいのではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

ということは、接触もされてないということですよね。12月と全然変わっていない。職員を

旧幼稚園跡地に移動していただくとかっていう措置は聞きましたけれども、もともと私がこの定例会で申し上げて、駐車場が足りないということは再三言っています。地域交流センターができるときに、住民の方、利用者の方の意見として、１階は駐車場として、２階、３階に武道館を造るような話を提案したけれども、通らなかったというようなお話はあるわけです。

私が計算上言ったことも覚えていらっしゃいますか。文化会館で668人入るわけです。佐々町の車台数というのが、やはり車がないと文化会館に来れないわけです。半分来たとしても334台いるわけです。それに、町民体育館で行事があったり、地域交流センターで行事があったり、なおかつ中学校の行事があったりしたとき、足りないんじゃないですかというのを再三申し上げておりますけれども、全然気にしていらっしゃらないんだなというふうにがっかりをいたしております。

昨年12月で申し上げた内容を繰り返しますけど、まず、住民の方は今より不便になると、工事期間中は許せても、完成後は不満を言われるのではないでしょうか。駐車場の確保をしなければ、公共施設が最悪閉館状態になるのではないでしょうか。工事期間中のこともしっかりとした駐車場計画をお願いしたいということを12月に申し上げておりました。

文化会館や体育館などから、施設から駐車場が遠いということになれば不便でしょう。

新庁舎建設に関して、駐車場の課題と解決法の案を述べましたが、まず、課長会で議題として上げられたのかどうかお尋ねをします。

議　　長（川副　善敬　君）

総務課長。

総務課長（山本　勝憲　君）

課長会のほうでは提案させていただいておりません。

以上です。話をさせていただいておりません。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

そのときにも、12月の定例会のときに、課長会で案を出して今後どうするのか。未利用地の話もまたしないといけなくなりますけども、そういうことを町長はいつも予算がないとかって言われるんですけど、50年、60年に一度の新庁舎建設をするのに、未利用地を売却してでもこっちの土地が欲しいとか、そういう考えはないのかっていうことです。今やるべきときじゃないんですかと12月のときに申し上げていますから、接触ぐらいはされているかなと思ったんですけども、されていないということで非常にがっかりをしております。町長はお忙しいんでしょう。

新庁舎建設は職員や町民と設計事務所とで着々と進んでおります。執行が決めるべき課題が増えています。早めに処理しないと行き詰まるのではないかと心配いたします。今後、協議、検討するでは間に合わない気がいたします。課長会などで経験豊富な職員の知恵を出し合ってはと思います。少なくとも職員に指示を出していただければ済むのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

駐車場の確保というのも私も大変重要なことだと思っております。文化会館もあるし、交流センターもあるわけでございまして、そのときにはこちらのほうを使うということはできると思いますけど、実際的に現状、提案では一応170台程度の駐車が可能、新しく造ったあとでも可能だと考えております。その中で、職員については別のところにまた、行事があるときにはよそに置いてもらうとか、いろいろなことを方法を考えながら現状はやっていかなければならないんじゃないかと思っております。なかなか別に土地を求めるというのは現状は財政上はなかなか厳しいので、浜野議員がおっしゃるように、50年、60年の１回のそういうあれだと言われるのももちろん分かるわけでございますけど、現状なかなかそれを用地交渉するというのは厳しいのではないかと思っておりますので、御理解を頂ければと思っています。よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

まずは動いてみてくださいって申し上げたんですけども、難しいと頭で考えたら先に進まないんじゃないですか。文化会館が300台ぐらい必要なんですって言いながら170台ぐらいあるって、それでは足りないんじゃないですかってもともと前々から言っているんです。それを理解していただけないというのは本当に残念でなりません。

次に移らせていただきたいと思います。関係がございますので。第７次佐々町総合計画と第２期総合戦略の実践についてお尋ねをします。

総合計画では、10年後の人口を１万3,900人、40年後には１万1,900人の目標を立てられました。記述では、将来的な人口減少に歯止めをかける対策を講じていくことが求められ、第１期総合戦略の反省では要検討が多々あるとなっております。

そこで、第７次総合計画、総合戦略では７つの基本目標、１つ目、「医療・福祉」が充実したやさしいまち、２つ目、「教育・文化」で輝くまち、３つ目、「生活・安全」を大切にするまち、４つ目、「自然・環境」を守り続けるまち、５つ目、「産業・観光」でにぎわうまち、６つ目、「行政・財政」が持続可能なまち、７つ目、「情報共有・協働」のみんなのまちがありますが、概要についてお尋ねをします。

次に、具体的に佐々町社会福祉協議会との連携について、第１期地域福祉計画では、この立派な冊子があります。社会福祉協議会との関係性が分かりませんし、福祉の町を推進してこられたのに社協があまり書かれていない珍しい計画書となっています。

また、高齢者外出支援タクシー助成は使い勝手をよくしてはどうかと再三提案を申し上げていますが、ついでに、リフレッシュパスへの助成については前向きな回答でしたが、一向に実施されません。どのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

第７次総合計画と第２期総合戦略との実践についてということで御質問でございます。

本町の令和２年度の先ほど申されましたように国勢調査の人口というのは、先月２日に長崎県から速報値ということで公表されまして、１万3,923人ということになりまして、５年前の国勢調査人口に比べまして297人の増加があったということになっております。その多くの人は、

佐世保市をはじめ、近隣の市町からの子育て世代の中心としました転入超過でありまして、引き続き、子育てや、それから教育分野、医療・福祉などの分野について向上をしていかなければならないと考えております。

町民アンケートでも、議員も御存じのとおり、子育て、それから児童福祉、高齢者福祉の分野というのは、重点の分野としまして認識をされておりまして、引き続き、これらの分野の取組を充実させていく必要があるのではないかと思っております。

少子高齢化にあたっては、10年後の人口を１万3,900人に止めることを目標にしたいと考えておるわけでございますけど、こういった持続の維持の分野を向上させることで、将来的な人口減少に歯止めをかけなければならないと町としては思っているところでございます。

今後も、若い世代に選ばれ続けるようなまちっていうことを考えながら、子育て世代への負担軽減や、それから育児支援とか教育環境の整備を充実させていかなければならないのではないかと考えておりまして、誰でも安心して暮らしていけるような健康推進事業やフレイル対策、介護予防などのソフト面にさらなる充実と併せまして、防災・減災対策の推進などをやりながら町の防災力の向上を努めていかなきゃならないんじゃないかと考えているところでございます。

それから、先ほど、社会福祉協議会との連携についてということでお話がありました。社会福祉協議会との連携でございますけど、これは国が掲げる地域共生社会等の実現ということで、多くのボランティア団体の方々とのネットワークのある社会福祉協議会を核とした連携が不可欠であるということは私ももちろん認識しているわけでございまして、特に町が策定しました地域福祉計画をベースとしまして、社会福祉協議会において第９次の地域福祉計画の活動計画の策定事業を進められておりまして、コロナ禍でも高齢者関係の各種団体とグループの連携とか、それから協議をして一人一人のつながりが地域のつながりということで、それを目標に活動を取り組むように検討が今なされているところでございます。

また、いろいろこれまでも福祉餅つき大会とか、高齢者、小・中・高校生の囲碁・将棋大会とか、世代間の交流も開催されておりますが、今後も新たな地域の取組を併せて、多世代で集う地域まるごとサロンの展開も社会福祉協議会との連携をしながら進めていくことと考えておるわけでございます。

先ほどお話がありました高齢者の外出支援タクシーの助成については、これまでも買物、通院、通いの場などの移動支援もどのように展開していくかということで大変今検討を重ねているところでございまして、その中で、コロナ禍におけるフレイルの予防としまして要支援の１・２、それからチェックリストの該当の対象者に移動支援の試験的な取組を実施する中で、利用者の中から目的の場所までも移動するだけではなく、目的の場所についての支援も必要があるという意見を頂きました。

これらのいろいろな制度があるわけでございますけど、現在の高齢者の支援、外出支援タクシーの助成の制度につきましては引き続き運用してまいりますが、目的地に着いてからの支援についての御意見も踏まえながら、今後も移動支援についてはよく組み合わせたり、支援体制、住民の皆さん方の支援体制というのも展開をしていかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

外出支援タクシー助成について、はっきり言って高齢者の方が自分で外出をするという方、もしくは厳しい状態になったから動かれるっていうパターンで今包括支援センターのほうで

実証実験をされておりますけども、私は介護予防事業として外出支援タクシーの助成を予算に対して４分の１ぐらいしか使っていない。それは使い勝手が悪いと。３番議員も再三言われているし、私も言っていますけれども、使い勝手がいいようにしたほうがいいんじゃないですかと。２か月の制約があってなかなか使いづらいと。それを延ばしていただければありがたいんですっていうことでもすぐできたはずなのに、全然もう何年もやらない。せっかく自分で動いて、例えば西肥バスさんのリフレッシュパスなんかも、定期券を買って外出される。だから、そちらのほうが、自分たちに任せろというような投書もきました。高齢者の意思で、自分たちが動くんだからそのようにさせていただければと。それを制約しているのが行政ですって。２か月間しか使えないから使えない状態になってしまう。そこら辺の問題として、課題として町長が認識しておられないんだなというのを、もうがっかりします、本当に。使い勝手がそれこそ２か月を４か月とか６か月にすれば済むことをですよ。表示を変えるだけじゃないですか。そういうことでもすぐ対応していただければよかったのかなと思いますけれども、もう私もあと少ししか任期残っておりませんので残念です。

それから、社会福祉協議会の業務については、ある程度町長御理解いただいているわけですけれども、社会福祉協議会に補助金を出されていますけれども、幾らかは分かりますよね、金額は。今、いろいろとやっていただいていますよね。今度はデイサービスが地域まるごとサロンに変えるとかですね。それから、私は大事なのが、防災のとき、災害が起きたときに、災害時ボランティアセンターの運営は社協さんにお願いしないといけなくなります。そのためにはボランティアの方の研修会を開かないといけない。いろんな業務があるわけです。給付金についてもお願いしているわけですけども、そういうことだけで補助金が130万円しか町は出していないわけです。いろんなことをやらないといけないのに補助金がこんだけやから、基金積立額がどんどん減っていっているというような状況はもう町長も御存じだと思いますけど、そのような福祉行政でいいのかなと疑問に思われないのでしょうか。私は心配しております。

実際、さっき一番真っ先に言いましたけれども、コロナも一つの災害だということで、今、まさに実施しています経済的な支援としての生活福祉資金の貸付業務も社協で行っていらっしゃいます。それから、本町では過去の経験から河川氾濫または大地震の発生で、もしかして起きるかもしれませんが、そのときに災害時のボランティアセンターを運営していただかないといけないと。そういうためには住民とのつながりが大事じゃないですか。そのために地域福祉行動計画を今つくられているって町長から言われましたけど、そういうことをされているわけです。要するに、行政の手足となって動いていただく社協さんにもうちょっとどうにか考えていかないと、今の状況では非常につながりがなくなってしまうのかなというふうに感じて心配しております。

それから、時間が足りなくなってしまいますけども、第７次佐々町総合計画案が出されておりまして、このことについて105ページに、きのう、９番議員も言われましたけども、町有地の活用について書いてあるんです。その回答に、きのう、総務課長からの回答だったんですが、中央地区の土地を分類し、売却の方向で検討して外部委員会に諮るようなことでした。私の意見として言っておきますけれども、2019年11月25日、町有地利活用の基本方針案が示され、それから2020年２月６日に修正版が提出されました。その中の意見として、議員から、土地の具体的な活用策は今からなのかっていう質問です。それから、よい場所が売れ、そのほかは売れ残ってしまうのではないか。それから、用途によっては売らない選択肢もあるとの意見がありました。私は、町有地の利活用は一体的に方針を示されるべきだと思います。なぜなら、総合福祉センター前の土地を売却されました。ああいう形になってしまいます。いいところだけが売れてしまう。実際、あそこは健診業務で駐車場として使っていたところをそういうふうに売却されましたよね。だから、一体的にここはどういうふうに使うのか。代替地として使うのか。道路を造るために代替地として使うのか。そういう感覚でいかないといけないと私は思います。

案として特別委員会を設置していただければ進むのではないかというふうに思います。
それから、第６次の計画の中で人口が１万4,000人、今いるんですけども、速報値、2020年の国勢調査の速報値というのは分かりますでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）
企画財政課長。

企画財政課長（藤永　大治　君）
2020年の令和２年国勢調査の速報値ですけれども、先月、長崎県のほうから速報値ということで公表がされました。人口が１万3,923人ということです。
なお、この数値につきまして確定値というのは国のほうが令和３年９月頃に公表予定ということですので、この速報値については若干の移動はあろうかと、最終的にはあろうかと思っております。
以上です。

議　　長（川副　善敬　君）
２番。

２　　番（浜野　亘　君）
社会保障・人口問題研究所の資料をこの質問にあたってネットで調べましたところ、佐々町の人口推計が2045年で１万3,091人になっているんです。この総合計画の中の数値でいくと、2045年、令和27年ですかね、１万1,014人、全然数字が違うんです、2,000人ばかり。なぜなのかなって不思議に思っているところです。それはもうあとでいいんですけども、今現在として１万4,000人ぐらいいらっしゃるわけですから、佐々町の計画として１万3,900人になったり、今度は１万1,900人になったりとかっていう数値は何か後退的に思うんですって委員会で申し上げましたよね。１万4,000人をずっと維持しますみたいなほうがまだましじゃないんですかということは申し上げたんですけども、なぜか社会保障・人口問題研究所の数値にとらわれて、現在として数値が違うということで、政策をやれば人口は増えるかもしれんし、しなければ減る。はっきり言って大きな差はあるでしょうけども、どうにでもなるような数値ではないかと。例えば、この数値どおり正解だとしますよね。それが何なのという話になります。白書じゃないんですよね、要するに。報告書です。白書というのは報告書。結果を求めているんじゃなくて、やる気を佐々町を発展させたいと思うんだったら、数値は１万4,000人でいきますみたいな話でいいんじゃないかと。過去のこれは2001年から2010年の総合計画ですけど、これは１万4,500人を目標にしてあるんです。今度は１万3,600人です、今の後期計画は。どうにでも数値ですから実際どうなるか。政策をきちんとやっていけば人口は増えるかもしれんというようなことで計画書というのはつくるべきではないかということだけ申し上げて、あとは町長の意見をお伺いしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
これ、はっきりしているのは2040年ですか、30年、40年問題で結局、我々団塊の世代がたくさん子どもが生まれているわけです。団塊の世代がその時分でごっそり亡くなると、いなくなるっていいますか、そういうことで考えられて多分社会問題研究所はつくられていると思いま

す。しかしながら、浜野議員がおっしゃるように、これは我々も人口を１万4,000人とかを維持するようにそれは努めなければならないと思っています。それを一生懸命やるのが我々の仕事でございますので、ただ、社会問題研究所はそういうことで多分そういう人口を出していると思いますので、我々としましては議員がおっしゃるように人口を減らさないようなですね。そうしなければ、社会の生活が成り立っていかない。我々のところも大変苦しくなるわけでございますので、それを目標に頑張っていかなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

２番。

２　　番（浜野　亘　君）

今回の第７次の総合計画、これをやれば本当は人口増えると思いますので、頑張っていただきたいと思います。

それから最後の、時間がありませんので最後になります。ワイヤーメッシュ等の取替と鳥獣被害防止対策についてお尋ねします。

木場地区も同じ時期に設置されていますが、特に江里地区や大茂地区の田畑のワイヤーメッシュは耐用年数前なのに、亜鉛メッキでないので腐食によりところどころ穴が開いており、草刈り時には鉄筋の破片が危険であるとのことでした。

また、農家の方は、補助事業で撤去もできないし、イノシシだけでなくシカの被害が発生しており、山間部では農業ができないとの声も聞かれます。

今後、農業政策をどのようにしていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

江里・大茂地区のワイヤーメッシュが耐用年数前であるということで腐食をしているということ、私も現地を平成何年ですかね、20年ぐらいですかね、ちょっと行ってみました。現地を見ました。確かに腐食しているんです。そういうことで担当のほうにも指示をさせていただいて、結局、耐用年数がまだあるのに、新しいのに何で腐食するのかというのは、県のほうにもお願いして、それからつくった製造業者にもお願いをして検査をしていただきました。検査してもこれはほかのとと変わらないということで、何が原因なのか、私も最終的には分からなかったわけでございますけど、大変地元の方々に御迷惑をおかけしていると思っています。そういうことで原因的に分からなくて、そのままずっと今やっているのではないかと思っています。

ただ、これは補助事業でやったものですから、今度これをやるときにどうするのかというのが我々としてもなかなか厳しいところでございまして、町単独でもやるのかということになれば、今度よそとの兼ね合いが出てくるわけです。そういうことでなかなか厳しいところでございますので、今後これをどうするのかというのはもっと話合いをしてからやらなければならないと。大変その地区のほうに迷惑かけているとは我々も考えていますし、土壌のせいでそういうことが起こっているのかというのもまだ分からないわけです。そういうことで、この地区の皆さん方に大変御迷惑をおかけしているということは私も現地に行って大変思ったところでございますので、今後どうするのかというのは十分課内とか庁舎内で検討させていただいて、国にも県にもまた相談をしてやっていかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
　２番。

２　　番（浜野　亘　君）
　最後になりますが、まだ残念です。８番議員が前これを質問されて、同じような回答だったんです。そのときも検討しますって言って全然進んでいないということです。そのままにしておけば、農業の後継者育成どころか、山間部は荒廃するのではないですか。補助事業の対象外ならば、町単独でワイヤーメッシュの補充をするつもりはないのですか。
　また、シカはワイヤーメッシュを踏み台にして跳び越えるそうです。対策方法として、昨日の８番議員からありました先進地のさぬき市豊田地区のようにワイヤーメッシュの上に電柵をするなどすれば、サルにも効果的とのことでした。そういうようなことをぜひとも早めに検討して実施していただきたいとお願いをしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）
　町長。

町　　長（古庄　剛　君）
　シカの問題は、今、1.2メーター、ワイヤーメッシュが高さが1.2メーターしかないわけでございます。シカはその1.2メーターも越えるということもお話を聞いておりますので、シカの問題については全体的に県のほうにもシカ対策についてのワイヤーメッシュについてお願いをして我々もやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
　２番。

２　　番（浜野　亘　君）
　今、私が申し上げて、ワイヤーメッシュの上に電柵をしたらどうですかって提案したのに、同じことの答えなのでがっかりです。すいません。
　以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議　　長（川副　善敬　君）
　以上で、２番、浜野亘議員の一般質問を終わります。
　しばらく休憩をします。

（11時00分　　休憩）
（11時09分　　再開）

―　日程第２　一般質問（永田勝美議員）―

議　　長（川副　善敬　君）
　休憩前に引き続き会議を開きます。
　一問一答方式により、３番、永田勝美議員の発言を許可します。
　３番。

３　番（永田　勝美　君）

３番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表して、憲法を暮らしに生きるまちをつくっていく、そうした思いを込めて、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、質問通告書にあります2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた、町の基本姿勢について、原発・地産地消エネルギーなどについて質問いたします。

昨年政府は、2050年、二酸化炭素排出ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルという政策を発表しました。

最初にカーボンニュートラル政策について、町長はどのように捉えて、どのように具体的方針をお持ちなのか、お示しいただきたいと思います。

議　長（川副　善敬　君）

町長。

町　長（古庄　剛　君）

カーボンニュートラルの町政の基本方針ということです。

2050年のカーボンニュートラルの問題というのは、世界的な大きな問題だと思っていますし、日本においても、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするという宣言がなされておりまして、今後、国においても様々な政策が打ち出されていくのではないかと考えておりますし、町としても、こういうことであれば、適宜、やはりこれに対応していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

今のところ、国においてエネルギーの問題といいますか、国においても原発は必要なものであるということにされておりますが、諸外国の中には脱原発に向けた取組を行う国もございますので、今後の世界情勢の変化によっては、日本の方向性も変わる可能性があるのではないかということで、町としては考えているところでございまして、カーボンニュートラルの問題というのは、世界的な国際的な大きなお話でありますので、大変重要なことだろうと認識をしておりますが、町として、これに向けて何か検討しているかということは、まだ具体的な検討をしていると、検討は行えていないというのが正直なところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議　長（川副　善敬　君）

３番。

３　番（永田　勝美　君）

いわゆる地球温暖化の問題は、様々な影響が言われています。今世紀中には日本の砂浜の約８割が消えると言われておりますし、気候変動による巨大台風の襲来、そういう傾向は年々強まっています。

温暖化に伴って、シベリアや南極、グリーンランドなどの晶氷、氷が溶けることによって、閉じ込められていた大量のメタンガスが放出され、温暖化を加速するということも言われています。さらに、氷の中に閉じ込められていた未知のウイルスが放出され、新たな感染症の広がりも確実視されていると。

こうした温暖化の最大の要因とされているのが二酸化炭素であり、これを減らさなければ人類の未来はないというのが、今、国連をはじめとして世界中で温暖化防止に向けた二酸化炭素ゼロの政策が大きく広がっている所以だというふうに思います。

こうした問題は、私たちの佐々町でもよそごとではすまされないという問題だと思います。町として何が求められるのか、カーボンニュートラルを常に頭に置いた最優先の政策と位置づ

けていかなければ、町の未来もないのではないかと考えています。

この政策にコミットしていく、町長も国の政策、あるいは世界の動向に注視をしていくということを言われましたけれども、コミットしていくことは、産業政策あるいは環境政策、福祉政策にも貫いていくべき発想として求められているのではないかということであります。

まあ、単純なことで私自身も考えてみましたけれども、例えば、今、若い世代の方が新しい住宅を建てられます。住宅の耐用期間というのは、短くても30年、40年というふうになるわけですから、2050年の時代を迎える住宅は、当然、その高断熱であり省エネの住宅ということは、求められるレベルだというふうに思いますし、それを推奨し、それに対して助成をしていくということだとか、あるいは太陽光、住宅太陽光への助成について、今、ちょうど10年目の太陽光の助成が切れて、電気料金が上がっているという世帯も多いわけですけれども、これをさらに促進していくような助成金のシステムを新たにつくると。

新規住宅については、例えば太陽光をつけることを要請するというか、推奨するというふうなことが、町の政策としては求められているのではないだろうかと。

あるいは、リサイクルの問題です。いわゆる、ごみ焼却場の問題などもありますけれども、地産地消エネルギーを研究していく上では、ごみ発電なども非常に重要な選択肢として求められて、検討が求められておりますし、あるいはリサイクルの問題では、そもそもそうした環境破壊、あるいは温暖化防止の効果の高い、そういう政策だというふうに言われています。

具体的なまちの政策について、やはり研究していくこと、今、重要になっているんではないかと。基本的なスタンスは、やはりカーボンニュートラルを町としても推進していくという柱立てがあって、そして、それに向けて、各課が知恵を集めて探求していく、政策化していくという取組が求められるのではないかというふうに考えますが、いかがお考えですか。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

議員が、今、おっしゃるように、こういう町にしていく的な構想というのが必要であると、我々は思っていますが、まずは身近なものといいますか、おっしゃったように先ほど公用車の入替えの際の電気自動車とか、それから公共施設の更新とか維持補修にはソーラーパネルの問題とか、設置するとか、断熱効果を高めるとか、そういった自らやられるような方法を検討していかなければならないのではないかと思っていますし、また、うちもクリーンセンターの長寿命化計画についても、今の機器より二酸化炭素を削減するような施設を更新するという計画になっておりまして、やはり、そういう方向性をやっていかなければならないと。

議員がおっしゃるとおり、地産地消のエネルギーについても、一定の条件が満たす住宅技術に対する補助とかなんかも、やはり検討しなければならないんではないかと思っておりますが、何しろテーマがあるといいますか、大きなテーマでございまして、多岐にわたるわけです。

なかなか財政的に厳しいと思いますし、重要性は十分認識しておりますけど、やはり、これも国とか県とか、やはり一緒にやって、やりながら、これからどうするのかというのは、やはり検討しなければならないんじゃないかと。

ただ、町としましても、そういう方向性というのは、やはり率先してやらなければ、公共団体として率先してやらなければならないんではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　番（永田　勝美　君）

私は、やはり知恵は現場から出てくるというふうに思っています。

要するに、様々な政策というのは、やはり住民の暮らしを守っていく上で、町が果たしていかなければならないという役割の中から、新たな制度や知恵というのは出てくるのではないかというふうに思います。

例えば、この地球温暖化の問題は、先ほど来、原発ゼロを選択したドイツだとか、そういったところありますけれども、今、いわゆる経済的にも、例えばこの温暖化を放置しておけば、経済的にも取り返しのつかない事態というのが生まれるのだ。だからこそ、いわゆる環境に関するその指標というのを持って、そして、その環境を破壊するような、二酸化炭素を抑制することをやらないような企業に対しては融資もしないというような動きも生まれているわけです。

ですから、その町の財政にとっても極めて重要なテーマになっていくんだろうというふうに思います。それが、いわゆる国連が言うＳＤＧｓの所以というかな。

だからこそ、持続可能な社会にしていく上では、これはもう、避けて通ることのできない大命題なのだということを頭に置いて、そして、様々な政策の柱の中に、このことは踏まえて、全てをやっぱり考えるという組立てが求められているんではないかということを申し上げて、次に、２つ目のテーマに移りたいと思います。

防災・減災に向けた取組であります。

最初に、一昨日の新聞報道によれば、長崎新聞にこういう記事が載りました。「防災専従職員なし２割」というのをです。これは、共同通信のアンケートで、全国の自治体が答えられているんですけれども、いわゆる防災専従職員を配置していない自治体が20％に及ぶという報道です。

頻発し、大規模化している災害をどのように防止し、住民生活を守るのかという基本的、本当にそうしたことが切実な課題というふうになっています。

何回となく佐々町に防災専従職員の配置を提案してきましたが、現在の検討状況はどうなっていますか。実際に、この報道によれば、徳島県上勝町、人口1,344人の町ですけれども、専従職員が１人いると。千葉県の長南町というところですか、長南町では、7,371人の町ですけれども、何とか１人置いていると。群馬県の館林市は、７万4,000人弱の街ですけれども、９人の専従体制を取っていると。それでも足りないというふうに言っているということが書かれてあります。

町は、今、私、答弁の記憶では、担当している職員が総務課の兼職で３人というふうに聞いておりますけれども、やはり、申し上げているのは、やはり専従職員を１人必ず置いて、そして３人程度のチームをつくるということが必要なのではないかと。

それは、要するに継続的な取組と蓄積が求められるからです。そして、様々な新しい分野が増えてきているわけなので、そういったものに対して精通した職員をつくっていかなければ、この防災の問題というのは、なかなか前に進まないのではないかというふうに考えています。

専任担当者の配置、専従が必要だという理由については、避難所の運営や集団訓練の研究や、あるいは各課共通ですけれどもＢＣＰの問題や、避難所での感染対策、それから障害をお持ちの方の受入れや、原発災害の対応や、防災庁舎の在り方やと、様々にテーマ大きくて、一つ一つが極めて専門的で重層的なテーマだというふうに思いますが、ここの人の対策について、まず検討されておれば、これ、町長からでも総務課長からでも結構ですが、お答えいただければと思います。

議　長（川副　善敬　君）

総務課長。

総務課長（山本　勝憲　君）

おっしゃられた防災に向けた専従職員の配置でございますが、検討状況としましては、現在、過去にも同じようなお答えをさせていただいたと思いますが、防災となると、やはり災害が起こったとき非常に活躍するという形になりますが、災害がないときというのが、先ほど言われたようなお仕事になるかと思いますが、うちの業務の中で専従を置くとなりますと、なかなか他の業務との関連性がございまして、非常に難しゅうございます。

とは言いながらも、議員がおっしゃられた中で検討した状況といたしまして、原課として検討した状況といたしまして、松浦市さん等は、たしか自衛隊ＯＢだったと思いますけど、そういう方を雇用されて、専従として防災計画の作成なんかを行われたということを聞いておりますので、そちらの部分について、自衛隊ＯＢ等の雇用等も検討させていただきました。

ところが、一方でそうなりますと、やはり年齢が上がったときに退職される。逆に言えば、うちの職員の中に専門の職員がいなくなるという危険性もあるということで、そこの部分もちょっと躊躇しております。

ですから、実際のところ、専従職員というのは非常に難しいのかなと。やはりチームを組んで、その中で知見を引き継ぎながら、防災に対応する職員を育てていく必要があるのかなということで考えております。

やはり、職員をずっと、その防災だけに専従させるという形は、非常に職員のローテーション的には非常に難しゅうございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

私は各課とも、いわゆる防災・減災のテーマというのはあるというふうに思うんです。

ですから、例えば町の職員であれば、やっぱり一度はその防災・減災の仕事をするというようなローテーションというのが必要なんではないだろうかと。

その軸にある専従職員は、やっぱり５年とか10年のサイクルで動かしていくというような計画が立たないのだろうかということを考えています。ぜひとも御検討いただきたいというふうに思います。

通告しておりました緊急自然災害対策事業債等々について、いわゆる政府の災害対策の補助制度が、今回５年間延長されることが決まりました。

この決まった中で、特にため池の管理問題についても、防災ため池といいますか、災害時のため池の決壊による災害を予防していくための事前の対応ということで、私の町内でも社ノ元のため池のことなどで相談を受けたことがありますけれども、そうしたため池の対策については、今後、どのように計画されているのかということと、それから、ちょっと時間が押しておりますので、併せてですけれども、何回か急いで対応が必要な部分として言っておりました、いわゆる小中学校の体育館や町立体育館への空調設備の導入、それから、いわゆる避難所となっているこれらの施設が、いわゆる緊防債の融資の対象になるということを述べて、この制度というのは、やはり大いに活用して、いわゆる防災・減災だけでなく、日常的にやっぱり必要な仕事だというふうに思います。

こうした問題も、いわゆるリードしていく職員がいない、いわゆる中学校の体育館は教育委員会で、交流センターについても教育委員会、で、一つ一つの施設が、縦割りで進むから、結局この緊防債活用して町全体どうしていくかというのは、まさに町長や理事のところが横断的に、やっぱり政策を出さないと進まないのではないかということは、先ほどの専任化の問題とも関わって重要ではないかということを申し上げているわけですが、こうした、いわゆる緊防

債関係の融資の活用という点では、当面、どのようなことが考えられているのかだけ、お答えいただきたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
緊急防災の、それから減災の事業債ということで、緊急防災の事業債も本町で活用している事業というのはたくさんあるわけでございます。
事業債につきましては、消防団の詰所の建て替えとか、それから町民体育館の天井の改修等を、今、活用しているところでございまして、これは充当率100％の元利償還の70％が地方交付税でくると。
それから、あとは県の地すべりの負担金としての、木場地区で事業を行っていますし、それから、本町の河川事業の江里川と支流と、それから川添川支流の整備を行っているということでございます。
それから、もう一つは具体的に非常用の避難とか、いろいろなことが出てくるわけでございますけど、防災無線のデジタル化とか、それから地域防災計画の決められました公共施設の耐震化などが対象事業ということを聞いておりますので、それについても我々としては利用していかなければならないと。
先ほどお話がありましたように、自然の防災事業につきましても、河川の護岸とか、それから農業用の水路とかため池です。ため池についてののり面の防護などを対象事業となっておりますので、町としましても、それを必要な事業として活用していかなければならないと思っております。
それから、もう一つは緊急防災事業の中で、エアコンの設置についてもお話がありました。今回、避難所の新型コロナウイルスの感染防止対策ということで、県から大型のスポットクーラーといいますか、これが６台、この緊急防災減災事業債によりまして、町に提供されておるということで、これは避難所の運営に使うということで、町としては考えているところでございまして、いろいろなことで我々としましてもこういう事業に活用、できるだけの活用をしてやっていかなければならないんではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
３番。

３　　番（永田　勝美　君）
私が言うのもあれですけれども、この事業債は、いわゆる緊防債の事業債というのは、本当にほかにない、大変町にとっては有利な条件での事業投資ができる事業です。
ですから、長年の懸案になっている町立体育館のエアコン導入だとか、小中学校の体育館のエアコン導入だとか、こういったものにも活用できるわけですから、それはぜひやっていただきたいということと、それから一言だけ、せっかく県からスポット型の大型クーラーが５台入るということですので、これについては、ぜひ、日常的にもやっぱり使わないと、実際に老朽化していくということもあるので、例えば夏場とか、武道場での活用だとか、そういったのも大いにやっていく必要があるんではないかということも申し上げておきたいと思います。
次の質問に移りたいと思います。
新型コロナ対策についてです。

ＰＣＲ検査の拡充に向けて、先ほど来、２番議員のほうからも質問がありまして、具体的な取組が計画されています。

一つは、私のほうからは、医療相談センターの中で、いわゆるコールセンターをつくるということが先ほど言われました。臨時的な採用ということですけれども、コロナ感染そのものは来年まで続くというのが専門家の見解が、最近示されています。

最近は、もう変異株がどんどん増えているというようなことも言われておりますし、そういった意味でも、コロナ感染に関わる相談センター、当面はワクチンの予約相談センターなんですけれども、この機能は、ぜひ拡充していただきたいということを申し上げたいと思います。

情報がなくて、皆さん、やっぱり心配するということでもありますし、このコロナに関して重要なことは、様々な困難を生じておられる方について、あるいはそういった方についてもワンストップで対応できるような、受付窓口として、要するに当面は、ワクチン予約だけということになるのかもしれないけれども、この機能というのを広げていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

これは、例えば収入が減少した方だとか、失業された方などが、町内でもおいでになります。そういう世帯は数多くあるのではないかということですし、全国的には女性の自殺が大変急増しているというようなことで、特にこうした問題については、なかなか顕在化してこないという実態もあるわけです。

町として、そうした生活にお困りの世帯の状況把握というのを、どのようにされておるのかということを、まずお伺いしたいというふうに思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

今、言われましたように新型コロナ対策ということで、失業、収入減というのは、たくさん出てこられるんではないかということで、今、生活支援の取組というのを、現状を御報告させていただきたいと思っております。

生活の福祉資金支援としましては、今、社会福祉協議会のほうで窓口となっておりまして、緊急の小口資金、それから総合支援資金というのがあるわけでございます。

この２つの資金について、令和３年の２月末時点での状況でございますけど、緊急の小口資金というのが47件、840万円の貸付けでございまして、内訳としましては事業主が16件、被用者が20件、失業者が11件ということになっております。

また、総合の支援資金につきましては26件、1,335万円の貸付けが、１回の申請の方で、そのうち８件の方が延長をされておりまして、420万円の追加貸付けということになっておりまして、その内訳は事業主が８件と被用者が８件、失業者が10件ということで、延長された方は事業主が２件で被用者が３件、失業者が２件と、今、そういう対応をなされているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

今、少し数字的には若干安心したといいますか、いわゆるその、例えば緊急小口資金の状況についても、多くの皆さんが２回目以降をお借りになっているのかどうか、それで、時期的にはその第３波以降、実際にこれが広がっているのか、あるいは総合支援資金についても、期間

が延長されたり対応されておりますので、こうした情報を、やはり町としても、もっと広く町民にお知らせいただきたいということなんです。

それで、実際にテレビの番組で、テレビ、ラジオとかテレビとか、そういったところでも案内されているんですけれども、自分たちの問題というふうに、なかなかお考えにならない、そういうゆとりもないわけです。

ですから、そういった意味では、町からもこのことについて、やはり積極的に広げていただきたいというふうに思っております。

町のホームページには、そうした相談の案内がほとんど見られないんです。いわゆるコロナでお困りの方ということが、一発で出てくるようなそういう表示も、町のホームページの中に入れていただく必要があるんではないかというふうに考えております。

ちょっと時間がないので、まとめて質問したいと思います。

２点目は、医療・介護・福祉・保育などに従事する方への支援の問題で、保育事業従事者への支援を町としてやるということを先般の全協の中で御説明がありました。保育事業者への支援というのは、いつ頃から始められようとしているのかということについてお答えいただきたい。

それから、これも同様に全協の中で、いわゆる学生、専門学校生への、いわゆる学生、専門学校生を応援する給付金の支給についても検討がされているというふうに示されておりました。こういったものの動きについて、少しお答えいただきたいというふうに思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

保育施設の施設についての新型コロナ対策についての対策支援でございますけど、また、介護とか障害福祉施設の業務に従事されている方々への給付金の支援も、もう既に、今、実施されているということで御存じのことと思います。

しかし、保育施設等の従事する方々への支援がなされていないということで、再三、永田議員からもお話があっておりますが、そこで、このたびの国の三次補正というのが、地方創生臨時交付金が活用しながら、現状180名の方がたぶん、担当いらっしゃると、該当者がです。対象に５万円の支援を行うようにということで、町としては考えておりまして、これも議会のほうに補正予算として計上させていただきたいと考えておりますので、これはまだ、通っていませんので、一応そういう計上をさせていただいておるという次第でございます。

それから、学生の支援ということもお話がありました。

この１年間のコロナの感染拡大に伴いまして、都市部の非常事態宣言が発令されるということで、社会経済的に大きく影響を与えていますので、大学生の方々が、時短でアルバイトなんかをされないと、急減しているということで、大変苦しい状況にあると承知しております。

何とか支援をということで考えておりますけど、今回の、先ほども申しましたように国の補正予算を活用しながら支援を考えていきたいと考えておりまして、これについても具体的には大学とか専門学校に学ぶ学生さん１人当たり10万円の支給ということで、これは新年度予算でできればお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　番（永田　勝美　君）

特に保育従事者の皆さん、これは学童保育も含むということでありますけれども、そういう方々への支援だとか、それから学生への支援についても、これは町として積極的に取り組まれてきたというふうに思います。

これも議会としても意見をあげて、そして皆さん方と協議をしながら、新しい支援策としてまとめられたということについては、敬意を表したいというふうに思いますし、ぜひとも継続的な支援というのが求められていきますので、こういったものについても、引き続き検討していただきたいということも申し上げておきたいと思います。

次に、町内交通の整備について質問いたします。

多目的の町内循環バスの実現を求める町民の声にどう応えていくのかということで、この間、この間といいましても、調べてみましたら、私、４年前に町会議員に初当選したんですけれども、その年から、ずっと質問させていただいておりまして、町長はその都度、大変前向きな答弁をされてきたんですけれども、ここにきて、昨年の12月の議会では、現在の西肥バスの利用客を奪うことにならない組立てが必要だとか、あるいは成功事例がなかなかないとか、やっぱり自宅からの発着が一番よいのではないかと。支援の幅を、方法、幅を広げながらやるということで、大変後退的な言動がありました。答弁がありました。

確認ですけれども、やはりフレイル予防の取組が、今、やられている。このことについては大変よいことだというふうに思っておりますし、実際に喜ばれているということもお聞きしておりますけれども、これは循環バスを求める町民の要望には応えていないというふうに思います。

なぜならば、対象者が限定されておりまして、そして、しかもその件数もごく僅かということですから、循環バスを求める声というのは、いわゆる、例えば買物にも使える、子どもさんの下校、登下校時の安全確保の面でも活用できる。そして、先ほど来、話題になっておりました中心部の駐車場対策について、例えば町のイベントがあるときなどは、この循環バスが大いに活用されて、そうすると、その駐車場対策にもなると。要するに車で来ないでも、中心部までおりてこれると。

ケースによってはお酒も飲めるというようなことになるということで、今、３密の時期にそういうことができるかどうかという問題はありますけれども、いずれにしても、大変、多目的に使えるものだというふうに私は思っております。この循環バスというものはです。

実際に、このことは３回ほど説明、御紹介しましたけれども、宮崎県三股町の事例というのを紹介しました。年間の町財政からの持ち出しは1,400万円程度ということですから、今、例えばタクシーの助成について、これは４分の１しか使われていないです。全体まんどに使うと4,000万円かかるところが、今、1,000万円程度しか使われていないわけですから、残り3,000万円の中で十分できるほどの事業だというふうに考えています。

実際に使われているのは、ワゴン型のミニバスを4台、それで、その運用については、町の直営、そして委託事業ということで業者に委託をしているという事業ということになっておりまして、イベント等のとき、あるいはその投票、選挙の投票日、こういった日は無料ということで、１回100円で利用ということなんです。通常は１回100円で、年間、１か月間に定期パスで2,000円ぐらいのもので、多くの町民が利用されていると。

もちろん、この三股町というのは、佐々町と、ややよく似ているのは、都城のすぐ横のベッドタウンみたいなところでもありますし、一方で非常に地域的にはかなり広大で、広い地域でありますが、人口２万人ほどの町ですから、こういった意味では大いに参考になるのではないかということを何回も紹介しているんですけれども、この間、成功事例がないというふうに言われたことは、大変私も傷ついておりまして、見にもいかないで成功事例がないということはあるのかというふうに思うわけです。

実際に出張費もかかりますけれども、私もぜひ一度、行ってみたいというふうに思っているんですが、こういったものは、やはり積極的に研究していくことが重要なんではないかと。今の対応というのは、基本的にやる気がないということなのかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。もうタクシーのチケットの利用だけで、もういっぱいだと、これ以上広げるつもりはないと。少なくともお金を出すつもりはないということなのかです。

高齢者の外出支援の問題についても、先ほど来、２番議員さんの質問でもありましたように、回数制限やあるいはその期間の制限や、そういったものがあって使えないと、使い勝手が悪いということも、これも４年間ずっと言い続けているわけです。何もしないという状況が続いていると。

これは、なぜかということをやはり考えると、そもそもこれ以上の支出というか、高齢者の外出支援あるいは町内交通の整備、こういったものに費用を支出するつもりはないと。なぜできないのかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

なぜできないかということ、予算的なものではなくて、やはり一番いい方法というのはどれがいいのかということと、それからもう一つは、先ほど、永田議員がおっしゃったように、1,400万円で、そういう三股町ができている。これ1,400万円でできるのかな、４台もです。町営でできるのかなと、どういうからくりなのか、ちょっと私も分からないんですけれども、そこら辺をちょっと調べてみなければならないと思って。

今、うちがバスという、タクシーチケットで1,200万円使っていると思っています。そういうことで、そんな1,400万円でできることであれば、なかなか魅力的な方向性はある、それは担当のほうにも研究をさせたいと考えております。

ただ、今、この町内循環バスというのが、もう御存じのとおり、今、佐々町は国道だけを、今、バスが走っているんです。公共バスが走っているということで、やはり公共の事業といいますか、そういうことで公共事業とそれから民間と、どういう折り合いをつけるのかということと、もう一つは、やはりこの空白地域が、今、たくさんあるわけでございまして、それをタクシー、民間が、路線が簡単におりるのかどうか、免許といいますか、そういうことがおりるのかどうかと、それから、やはりどちらにしましても松浦鉄道と、それから西肥バス、民間タクシーというのが存在しているわけです。それをどう折り合いをつけるのかということが、なかなか厳しいのではないかと思っていますし、それから、高齢者の外出支援というのが、今、高齢者のフレイル予防、先ほどお話がありましたように、フレイルで、今、やっているところでございまして、これをどう扱うのかという、今後、どうするのかというのは、もちろん、今、試験的にやっていますので、なかなか厳しい事業ということになるんではないかと思っていますし、バスを導入してスムーズに全部うまくいけばいいんですけど、これがなかなか成功事例というのは、私は少ないと思うんです。全部が成功しているんじゃないんで、もう廃止したところもあるし、やまったところもあるわけです。

だから、そこら辺をどう取るのかというのが、我々も、やはり頭が痛いわけでございまして、一番何かよか方法があれば、やはりお金をかけないでスムーズに行くような方法というのが、我々が今、目指しているところでございまして、今後、この試験的にできています、していますフレイル予防の経過も踏まえながら、移動支援については、もっとさらなる研究をして、やはり一番いいのは、早く結論を出してするようにということは、担当課のほうにもお話をしていますので、そういうことでやっていきたいと。

これ、ずっと結構時間を延ばしているもんですから、早くそういうことでうまくいくような方法を考えてやりたいと、考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

ぜひ、積極的な検討をお願いしたいと。

循環バスの問題というのは、振り返れば町長の最初の町長選立候補の公約としても掲げられておったとお聞きしておりますし、12年来の研究があるんだろうというふうに思うんですけれども、しかし、実際には、やはり動き出さなければ分からない。私は三股町で紹介したのも、これも自治研究の雑誌の中で紹介されたものを見たんです。それで何回か問い合せもしたりしたんですけれども、こういったところも大いに、すぐ近くですから、北海道というわけじゃないので、５時間ぐらいで行けるところですから、見てきたらどうかというふうに思ったりもしております。

いずれにしても、この循環バスの問題にしても、高齢者外出タクシー利用券の運用の改善にしても、これまで町をつくり、支えてこられた町内2,000人を超える75歳以上の高齢者の皆さんが、繰り返し運用の改善を求めておられるこの重みというのを、やはりどう捉えるのかと。４年間全く手がつかないという姿勢は、こうした姿勢というのは、やっぱり許されないのではないかというふうに思うんです。

ですから、そういった意味でも、ぜひ町民の喫緊の課題ということで、手を、取組を進めていただきたいということを申し上げて、次の課題に移りたいと思います。

くらし・福祉の充実に向けて、ちょっと時間がないので、少し端折って話したいと思うんですが、国民健康保険制度の改善について、この間、子どもたちの、要するに国保が高すぎる要因として、均等割、平等割といった、ほかの保険にはない課税がされていると、そのことで、これをなくせばほかの保険と同等の負担になるのだということは、何回も紹介してきました。

私は、せめて、子どもたちの均等割については免除すべきではないかということを、繰り返し提案してきました。

佐々町でも、では今回、全国知事会や町村会の要求が、一部ですが実現します。すなわち、就学前の子どもたちの均等割の半額を免除することが閣議決定されたというふうに聞いています。

これは、画期的な成果だというふうに思います。やはり、声を上げていくことが政治を変えたということであろうというふうに思いますし、来年度からの実施ですけれども、再来年度かな、４年度からですか、ということになっておりましたけれども、この問題について、佐々町では就学前の子どもたちについて、やはり半額じゃなくて全額免除してほしいというふうに思うんですけども、町長、このことについて、どのようにお考えか、まずお伺いしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

議員がおっしゃるとおり、これまで、国とか県に対して、県とか、町村会でそうやって要望を重ねておりました。子どもの均等割につきましては、令和４年度から未就学児分を半額、５割減額するということが決定されたということで、財源につきましては国が２分の１、県が４

分の１、町村も４分の１負担せなきゃならない、そういうことでなったということでございます。

このことは、やはり先ほど議員が申されましたように大きな一歩ではないかと思っておりますけれども、やはり、もともと要望しておりました年齢を18歳まで５割じゃなくて全額免除というのが、これは我々も同じ、多分考え、内容だということで思っておりますけど、これがなかなか届いていないということで、やはりこれからも、引き続き町としましても、またみんなで一緒に要望活動は進めていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

一方で、その国保財政については大変厳しいと、先般12月議会では、国保税の引き上げの条例改正案が否決ということになりましたけれども、国の補助金が削られ続けている現状では、国保は財政危機はますます強まると。今の均等割の４分１負担も含めて、町の負担ばかりが増えるということになっていくわけです。

昨日は、その上下水道会計への一般投入が議論されておりまして、国保という公共の財産が、今、毀損されていると。この制度が今のままでは成り立たないと、国保税引き上げることなしに立ちいかないという状況になっている。この時点で、やはり一財を投入することというのは、全町民にとって欠くことのできない課題だというふうに思うんです。

次年度に向けて、次年度、４年度に向けての検討になると思うんですけれども、この一般財政投入の問題について、町長はどのようにお考えかお伺いしたいというふうに思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

一般財源の投入についてということでございますけど、国保の都道府県化に伴いまして、広域によります財政の支援というのは拡充されているところでございますけど、やはり一般財源の投入、いわゆる法定外の繰入れにつきましては、2020年から保険者の努力の支援交付金の算定において、法定外の繰入れを行っている場合はマイナスの評価ということでされておりまして、法定外の繰入れというのは、解消に努めなければならないと言われたところでございまして、県内でも一市町村が法定外の繰入れがあった場合には、やはり国からの県への保険者の努力支援交付金が減額されるという措置は御存じだと思いますけど、そういうことで、本町としましても、やはり他市町に影響を及ぼす一般財源の繰入れというのは、よほどの事情がない限り、なかなか厳しいのではないかと考えておりまして、やはり本町としましては、やはり一般財源を投入しないように、国保の財政の調整基金をどこまで対応していけるかなどを検討するとともに、医療費の抑制対策というのを行っていかなければならないんではないかと考えておりまして、今のところ一般財源を投入するという考えというのは、考えてございませんので、御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　番（永田　勝美　君）

大変、やはり政府の対応というのは、ひどい対応だというふうに思います。

それは、国保に対する政府の補助金、先ほど均等割の、子どもたちの均等割、来年から廃止とかって、一部ありますけれども、全体としての傾向は、国保に対する負担率というのは、どんどん下がってきているんです。

かつては50％を国が、国保に負担していたのが、今はもう20％程度です。20％を割ろうとしていると。それだけ下げておいて、その分、どこに跳ね返っていくかっていうと、地方自治体の財政と、それから保険料に跳ね返っていったんです。保険料の急速な引き上げというのが、ずっと進んできたというのは全国的な傾向です。

そうした中で、自治体としては、保険料を引き上げないでいいようにということで、何とかということで一般財源からの繰入れをやってきた。それに対して、今度はペナルティーをかけると。こういうやり方というのは、本当に血も涙もないやり方だなということを思っていて、国保に対する国の政策というのは、抜本的に、やっぱり変えさせなくてはならないというふうに、私は思っています。

そういう中ですけれども、一方で町民の暮らしはどうかという点で言えば、コロナは来年まで続くということは、もうほぼ確実です。こういう中で暮らしが傷んでいる、こういう中で、本当に非正規の方やパートや独り親家庭の皆さん、こういった方々が数多く入っているのが国保なんです。

そういう方々にとって、引上げというのは絶対許されないと、国保税の引上げは許されないというふうに、私は思います。

こういう中で、やはり、どういう対応をするのかということについては、やはり一財の投入を含むあらゆる取組が求められているということを申し上げて、ぜひとも長崎県国保の中でも議論いただきたいということを申し上げておきたいと。

最後に全ての子どもたちの保育所副食費の無償化の問題です。

小中学校の児童の給食無償化については、ちょっと時間がないので、保育所に限って、最後、質問したいと思うんですが、給食は保育の最も重要な部分であり、食育の根幹だと言われています。

保育所給食の無償化は、近隣自治体では既に実施されています。平戸市や松浦市や西海市やということで、実施されていますが、佐々町では次年度以降、どのような対応になるのかということについて御説明いただきたいと思います。

議　長（川副　善敬　君）

町長。

町　長（古庄　剛　君）

御質問の副食費の月額4,500円の無償化でございますけど、子育て支援の経済的な支援を行うように考えておるわけでございますけど、副食費の無償化という対応ではなくて、現在実施を考えておりますのは、ある一定の所得以下の所帯に係る経済的な支援というのを考えておりまして、具体的には推定年収の340万円以下の世帯に係る保育料の副食費を無償化するようにということで、措置を取りたいと、町としては考えているところでございまして、また、新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯への経済的な影響というのを、今、考慮しておりまして、令和３年度のみの支援策としまして、町としましてはゼロ歳から２歳児に係る世帯の保育料を無償となるように措置を取りたいと、今考えているところでございまして、結果としましては、全ての所帯が保育料が無償化ということになるわけでございますけど、推定年収の340万円以上の係る世帯については、月額4,500円の副食費のみを徴収するということを考えている

ところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
　３番。

３　　番（永田　勝美　君）
　前進だというふうに思いますが、年収ベース340万円以上という、いわゆる有料の世帯というのは、どれぐらいの割合になりますか。これ、課長のほうで分かりますか。

議　　長（川副　善敬　君）
　住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）
　割合ということではございませんけども、今回、はじいている対象者は200人のお子さんということになります。

議　　長（川副　善敬　君）
　３番。

３　　番（永田　勝美　君）
　子どもさんの数が200人ということですね。200人分を全額無償化にすると、幾らぐらいかかるんでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）
　住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）
　約1,000万円ということになります。

議　　長（川副　善敬　君）
　３番。

３　　番（永田　勝美　君）
　1,000万円でできるのであれば、全体無償化にするという判断ができないんだろうかと。一部の子どもさんだけが有料というのは、やはり非常によくないというふうに思います。
　いわゆる所得制限があるということは、やはりその子どもたちに対して、町は責任を負わないということになるわけですから、やはり非常に大きな問題だというふうに思います。
　200人、1,000万円ですむことであれば、全体を無償化にするという判断ができないのかと、そのことを再度、町長、いかがでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）
　町長。

町　　長（古庄　剛　君）
　現状はそういうことで決めておりますので、なかなか厳しいのではないかと。

我々としましては、コロナの関係の交付金を振り分けるという意味で、そこの中で調整しているものですから、また、それを一般財源が増えると、また増えて、今度はまた、それをずっと継続するというのは、なかなか厳しいのではないかと思っていますので、現状のそういう、今の提案事項というか、そういうことでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

いずれにしても、4,500円の負担がなくなるという流れができてきたということについては、大いに評価をしたいというふうに思いますし、引き続き、この所得制限を撤廃して、やはり全ての子どもは佐々町が町として応援するのだという姿勢を示していく必要があるのではないかということを申し上げたいと思います。

ぜひ、引き続き子育て、子どもたちの成長を応援していく、そういう調整を大きなテーマとして、私自身もそうした町づくりの実現に向けて頑張っていきたいという思いを述べて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議　　長（川副　善敬　君）

以上で、３番、永田勝美議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

（12時08分　　休憩）
（13時10分　　再開）

議　　長（川副　善敬　君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど３番議員の一般質問に対しまして住民福祉課長のほうから答弁がありましたけれども、追加説明をしたいということで申し出があっておりますんで、住民福祉課長のほうからどうぞ。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）

すみません。先ほどの答弁に追加ということで、推定年収340万円以上の保育園児が、今、試算で約200名いらっしゃいます。その200名で、保育料は年間約5,000万円、副食費は4,500円の人数分200名の12月で約1,000万円ということになります。

以上でございます。

議　　長（川副　善敬　君）

よろしいですか。

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

私が質問したのは340万円以上というところで質問をした。要するに有料の方がどれだけ残

るのかということを確認したかったわけですけれども、それは、先ほどの答弁で金額で__万円というふうにおっしゃられたので、副食費の分は1,000万円でできるということですから、その分について議事録を訂正させていただきたいと思いますんでよろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

議事録の訂正。許可せんばやろ、議事録。訂正させて、許可はこっちがせんばけん、そっちに訂正してもらったっちゃ困る。

だけん、３番議員より先ほどの発言についての答弁についての発言の訂正の申し出がありましたんで、これを許可いたします。

―　日程第２　一般質問（永安文男議員）―

議　　長（川副　善敬　君）

次に、一問一答方式により、６番、永安文男議員の発言を許可します。

６番。

６　　番（永安　文男　君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

まず、防災対策についてですが、東日本大震災から10年のこの時期に再び福島県沖で、２月13日、マグニチュード7.3の地震が発生しました。日頃からの防災意識と体制の整備が重要と考え、次の項目について再確認としてお伺いいたします。

答えをしやすく箇条書きにいたしておりますので、答えは簡略にお願いしたいと思います。何分たくさんの項目をあげておりますので、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

１つ目に、地域防災計画及び業務継続計画（ＢＣＰ）策定の進捗状況をお尋ねいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

先ほど議員がおっしゃったように、東日本大震災からちょうどあす11日、ちょうど10年前ということで節目を迎えたわけでございます。県内で発生しました雲仙普賢岳の火災でも30年という節目ということでございまして、先ほどお話がありましたように地域防災計画及び業務の継続計画についての進捗状況というお話でございますけど、これにつきましては、地域防災計画は１月にパブリックコメントを実施しまして、昨年の７月と２月に２回の防災会議を書面で開催しているわけでございます。

現在、委員からの意見を集約して最終調整を行っているところでございまして、また、業務の継続計画につきましては、本事業で策定を行っておりまして、令和２年の７月に策定をしまして、議会にも報告をさせていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

この防災計画、過去に何回か私も防災計画について質問をいたしておったわけですけども、

今、計画を委託に出していろいろな計画をなさっているということでございますけれども、３月末までにできるということで理解してよろしいですね。今度の梅雨時期には皆様方にお知らせができるというふうに理解してよろしいですか。確認です。

議　　長（川副　善敬　君）
総務課長。

総務課長（山本　勝憲　君）
今月中までに完成をする予定でございます。
以上です。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
わかりました。以前、いろいろな書きぶりの修正とか、赤書きでいろいろ防災計画、修正した部分等をお見せいただいた中から、今度は県との兼ね合いとか、いろいろある部分については修正をなさっていたものというふうに思いますので、よろしくお願いします。
次の、自主防災組織の活動実施状況と町支援状況の考え方はいかがということをお尋ねしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
次に、自主防災組織ということで関する考え方でございます。
今般の新型コロナウイルス感染症の対応、地方創生の臨時交付金を活用しながら各町内会集会所にマスク、それから、手指の消毒、使い捨ての手袋とか、非接触系の体温計とか、大型扇風機、パーテーション、簡易ベッド、エアマット、それから、備蓄倉庫の９つを整備を行っておりまして、今回、またこの定例会におきましても各町内会に設置する低濃度のオゾンの発生装置も購入費用ということで補正予算に計上をさせていただいておりまして、防災訓練におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施ができませんでしたが、現在、策定しております自主防災の組織の運営のマニュアルを活用しながら、コロナ禍でも対応できる少人数での訓練や出前講座を実施していきたいと考えておりまして、今年度は７月14日に町の職員及び町内会長を対象としました避難所の開設の訓練を行う。それから、11月13日に小学校5年生を対象としました防災の出前講座、12月12日に住民の対象としましたマイ・タイムライン作成防災講座を実施しているところでございます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
いろんな活動をなさっているということで、町長から今しましたけれども、私も防災講座、交流センターであったときには参加させていただいたんですけれども、ちなみに手前味噌で恐縮なんですけれども、小浦４町内会でも水道の町内会で、26年にみんな４町内会寄って、いろ

いろ非常食の炊き出しとか、救命の応急措置のそういうふうな講座、訓練を受けたとか、あったところでございます。それから、27年度には、今度は小浦４町内会も合同で、救急救命講習会ということで消防局から来てもらって講座をやったりいたしました。

あと、それぞれの町内会で講習会等もやっているわけですけれども、そこでお尋ねしたいんですけども、そのほかの町内会の活動状況といいますか、防災組織の活動がどうされているのかということをお聞きして、佐々町のコミュニティ活動の充実度といいますか、そういう活動の把握をどういうふうにされているか、ちょっと参考になったら私どももまた深めていきたいなと思いますので、教えていただきたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

総務課長。

総務課長（山本　勝憲　君）

ほかの町内会の自主防災組織の活動状況でございますけど、前の質問でもお答えさせていただいておりますけど、各自主防災組織がある、活動が活発な町内会につきましては、うちの職員が派遣して講習を行ったり、やっております。

また、自主防災組織独自で避難経路の確認とかいう形で活動されていると聞いておりますが、具体的にどこの町内会がどれくらいの活動ということまでは、ちょっと手持ちに持ち合わせございませんので、そこの部分については詳しくはお答えできない状況でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

いろいろと参考にさせていただきたいと思いますので、またあともって教えていただければと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

３番目の避難所表示、避難施設の整備状況についてでございますが、このことについてお尋ねをいたしておきたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

冒頭で説明したとおりでございますけど、平成30年に各避難所に表示板と誘導板を設置しております。そしてまた、町の指定の避難所におきましても、新型コロナウイルス感染対応の地方創生の臨時交付金を活用いたしまして、パーテーションとか、簡易ベッド、エアマットを整備しているところでございます。

また、避難所にある地域交流センターの１階がエアコンが未整備となっておりますが、今回、県から感染症の対策の機材ということで配付されておりまして、スポットクーラーを６台配付されておりますので、避難所に活用していきたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
　６番。

６　　番（永安　文男　君）
　ありがとうございます。以前から避難所として交流センターを使われているところに、やはり同僚議員からもクーラーがないというようなことで質問があったと思うんですけれども、そういうふうにスポットクーラーが６台設置されるということは、それである程度の対応は可能かなと思いますけれども、将来的にもそこら辺を、もう少しクーラーの設置等も具体化していったらいいかなと思いますので、お願いしたいと思います。
　４番目の災害弱者への対応、要支援者の支援計画についてでございますけれども、災害が起こった場合の自助で重要なものとして、避難行動要支援者の把握と避難行動支援の役割が重要になってくるわけですけれども、災害弱者への対応、要支援者の支援計画というのはどのようになっているかをお知らせください。

議　　長（川副　善敬　君）
　町長。

町　　長（古庄　剛　君）
　災害弱者への対応と要支援者の支援計画についてでございますけど、地域への包括支援センターが実施しております地域懇談会などで、各地域の情報というのを集めまして、それが避難の行動支援者の名簿を登載して、登載者を把握をしているところでございまして、まさに避難支援が必要な方については、今、個別計画を策定しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
　６番。

６　　番（永安　文男　君）
　避難行動要支援者名簿についてでございますけど、これは民生児童委員が承知されているというふうに思っておりますけれども、これが個人情報保護の観点から町内会長には見せることができないというようなことを以前聞いたことがあって、その辺が、情報の共有という点からどのように考えられるかお尋ねしておきたいなと思います。
　また、あそこの包括支援センターのほうに、そういうふうに避難が必要な方については、ほかの方あたりは知らないところであそこに避難を誘導されているというようなことも聞いたりして、だから、もし連絡系統とか、いろんな問題が起きたときにどういうふうにされるのかと思って、はっきりお尋ねをしておきたいと思いますけれども。

議　　長（川副　善敬　君）
　住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）
　避難行動要支援者の名簿の件でございますけれども、地域包括支援センターが各町内会のほうに回った際には、名簿ではなく全体的な話をしながら包括のほうが名簿は持っておりますので、その対応を進めているというふうな状況でございます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
今、お尋ねしました町内会長のほうには名簿という形ではお知らせできないということでしょうか。やっぱり情報共有の部分で、どうしても地域防災計画の中ではいろいろ連絡を取り合わなきゃいけないという問題なんかがあるときはどのようにしたらいいのかという、町内会、母体となっている防災組織でいろいろと議論の元になってくるんですけれども、その辺のことについてはどういうふうにお考えか。

議　　長（川副　善敬　君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）
名簿そのものにつきましては、個人情報保護法の関係で、先ほど議員御質問のように確認をしていただくことはできないんですけども、一通りといいますか、実際の現場では名前があがってきておりますので、そういったところをお互いが把握しながら対応していくというふうなことで、現時点では進めているところでございます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
今後、この地域防災組織の中での問題点として、ちょっとあまりにも個人情報保護法にかかる名簿、こういう非常事態の時にはそこまでしなきゃいけないのかという部分もありますので、その部分はあくまで民生委員さんと町内会長というのは連携をとらなきゃいけないという状況の中で、対応を検討して、議論をしていただきながら検討を深めていただきたいなというふうに思います。
それでは、次に進みます。
５番目ですけれども、防災体制づくりとして防災士・地域防災リーダーのネットワーク構築ということで提案を申し上げたいんですけれども、先ほど３番議員の質問と同じくするところと思いますけれども、体制づくりという部分では同じというふうな考え方もあるわけですけれども、以前、本町に防災士が21名いるという町長の回答がございました。これについて、防災リーダーについて体制づくりをやらなきゃならないとうことをおっしゃっておりましたけれども、その後、どういうふうに検討の中でどういうふうに具体化されていくとお考えになられたか、経過をお知らせいただきたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
防災体制づくりということで、防災士、それから、地域の防災のリーダーということでネットワークの構築の提案でございます。
今まで職員が防災士資格を取得できるようにということで、養成講座に消防の担当者を主に参加させておりまして、現在、職員の４名が資格を取得しているわけでございます。今年度は

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、養成講座が中止となっているわけでございますけど、引き続き若手の職員を中心に資格の取得を増やしていきたいと考えておりますし、議員がおっしゃっていますように、自主防災組織の活性化ということには、やはり地域の防災のリーダーの育成というのが大変重要であると思っておりますので、そういうことで人材の育成を、一朝一夕にはできないわけでございますけど、やはり先進的な取組を行っているところを研究しながら、地域防災の担い手となります自主防災組織の活動の活性化にも図っていかなきゃならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

わかりました。若手の職員を引き続き防災士の養成講座を受講させるというお話でございますけども、それは３番議員もおっしゃったように、専任的な知識の蓄積が必要かと思いますので、それはそれで職員の防災士を育成するというのはいいんですけども、あくまで、この前からお話をしたり、ほかの同僚議員からも出ておりましたように、消防の分団長上がり、上がりと言ったらちょっと失礼なんですけど、経験された方を防災士として、いろいろ講習は受けなくても資格を取得できるという、ここに防災士認定登録申請手順書というのがあるんですけど、たぶん、消防担当の方も持っていらっしゃると思いますので、そういうふうな形で、8,000円ばかりお金がいるというのも、何か助成してでもそういうふうなことを受けていただいて、防災士の体制をつくるということもいいかと思いますので。町長は、前、そういうことも考えて検討していきたいというふうな回答だったもんですから、その分を含めてどういうふうになったかなと思ってお尋ねした次第なんですけど。そういうことで大体状況はわかりましたけれども。

私がここで提案したいというのは、防災士が21名いる中で、やはり横の連絡とか、知識の高揚とか、そういうふうな部分なんかで佐々町のネットワークができないかと考えて、防災士のネットワークということをしたら、職員とか、役場に代わって、そういうふうな防災に対する知識、普及とか、防災訓練とか、いろんな手助けができるんじゃないかというふうに思います。前も１回そういうふうなことをお話させていただいたんですけれども、防災の講習会が予定されていたんですけれどもコロナで中止になったという経緯の中で、やはり防災士の連携を取った中でそういうふうなお手伝いができればなというふうに思いますので、どうぞ、その辺のことの考え方をお示しいただきたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

自主防災組織で町内会のその方々たちが先進地的な取組をしているところにも研修にも行ってもらっていますし、やはり、先ほど申されましたように人材育成というのは、地域の防災の要となるのは防災士の資格を持った方、そういう方が多分なると思います。

そういうことで、町としましても、そのように防災士の資格を取る資格要件があると思いますし、それから、研修を受けられる方、それから、手数料がいるわけでございますので、その補助については十分に検討して、我々としましてもそういう方がネットワークできるような仕組みというのは、やはり作ってやらなきゃならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
ありがとうございました。町長の今のお答えで、ネットワーク化することについて、町には負担をかけることはあまりないというふうに思いますけれども、町の協力がお願いできるものと、前向きな答弁と受け止めたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
我々も、今、災害というのはいつ何が起こるかわからないわけでございますので、そういう資格を持った人といいますか、防災士のネットワークというのを構築することは大変重要なことではないかと思っていますし、地域っていいますか、町内会でそういう方がいられるというのは大変住民の方も安心されるわけでございますので、そういう方がリーダーになってやってもらうということは大変重要なことでございますので、町として前向きに取り組みたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
ありがとうございました。
続いて、２項目に入ります。
公園の管理についてということで２項目にあげておりますけれども、児童公園といった小規模な公園を見て回って感じたんですけれども、遊具のさびが非常に多いということで、遊具のさびが散見されるというふうに書いておりますけれども、維持管理が適正になされているかというのが疑問に思うところでございます。他の自治体では、公園遊具で事故が発生したという報告がされましたけれども、我が町の公園管理、佐々町の公園管理の状況について伺いたいと思います。
遊具の保守点検はどのように実施されているか。お願いします。

議　　長（川副　善敬　君）
建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）
議員御指摘のとおり、昨年、近隣自治体のほうで遊具の事故、ブランコの事故とか、スプリングの遊具の事故が発生をしております。それで利用者の方が怪我をされるという事故が発生しております。
本町におきましては、この事故の情報を受けまして、すぐに全施設の点検を行ったところでございます。その際、不具合のあるもの、または使えないようなもの、修繕が必要なものにつきましては修繕、使用禁止をするなどをしているところでございます。
遊具の保守点検につきましては、毎年１回、建設課の職員のほうで公園の遊具の点検をしておりまして、破損等による不具合がないかというのを確認をしているところでございます。そ

れから、現場に行く際に、公園の近くに寄った際には、目視が中心になりますけども、異常がないかという点検をしているところでございます。

以上でございます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

遊具の点検について、毎年１回職員で点検をしているということでございますけれども、補修も含めて点検、補修ということでしょうけれども、それで安全が担保されるかということが懸念材料としてあがってくるわけですけれども、その辺の状況はどんなでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）

建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）

職員の点検につきましては、職員も講習を受けまして、その講習の際に点検項目というのがあるわけでございますけども、その確認項目に従いまして、各公園を点検を実施しております。見落としがないようにということで注意をしているところでございますけども、議員御指摘のとおり、職員の点検には限界がございます。それから、時間的にも多くの時間を費やすということになりますので、専門業者のほうに委託してはどうかということで、現在、検討をしているところでございます。その委託の中で、第三者の目で専門的に見ていただいて、安心、安全が担保できればということで考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

どうしても財政的な問題とか、自分たちの仕事の関係とかいった中で、そういうふうな公園の点検というのは、どうしても手前味噌になりゃせんかという部分がございますので、先ほど言われたように外部に委託して、安心、安全を担保できるという形にしていただければと、いいことじゃないかと思いますので、その辺は予算の絡むことですので、年次的にそういうふうにやっていくという、総合的な計画を立てながら、大きい公園にはそういうふうにいろいろ補助事業でやる部分はあるんですけれども、小さい公園は、私もずっと十何か所見て回ったんですけども、状況的に、もう御承知と思いますけれども、ひどい、なかなかブランコあたりは危険という札がはってあって、それがもう破けた状態、いつまでも上のほうに、軸に巻き付けてあったりとか、いつそういう点検をして、いつまでほったらかしになっているのかという状況を見受けられますので、そういう部分については早め早めに、住民が見ているという状況の中で、やはりよろしくないというふうに思いますので、それは早めに解消できるようにお願いしたいというふうに思います。

それにあわせて、事故が起こった場合の対応をどのようにするのかということ。見てもらった中では、大きい公園なんかには注意書きとかがあるわけですけれども、どこっていうのは、しかし、小さい公園はなかなか管理状況の中でそういうふうな表示がないんです。だから、連絡先、どこが管理しているのか、事故が起きた場合はどこに連絡をというような看板とか、表

示板をつけたりということは考えられないかというふうに思いますけども、その辺のことについてはどんなでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）

建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）

連絡先等の掲示についてでございますけども、皿山公園等の大きな公園につきましては、公園の案内や掲示物に佐々町とか、佐々町建設課と、こういう文字は記載はしているんですけれども、議員御指摘のとおり、緊急連絡先の表示というのはしていないのではないかというふうに思っております。表示的には大きい公園でさえ不十分ではないかと思っております。

また、小規模の公園につきましては、掲示物などがほとんどないという状態でございますので、緊急時の連絡先や遊具等の施設の不具合等の連絡もそれでなされると思いますので、早めのそういう対応ができるように、掲示物、そういった緊急連絡先等の掲示を行う方向で進めていければということで考えているところでございます。

以上です。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

やはり不具合が生じた場合にすぐ連絡をいただけるということは大事じゃないかというふうに思います。やはり事故が起きた場合に連絡をしっかり、役場に、開いているときはいいでしょうけれども、いろいろ土曜、日曜とか、連絡が取れない状況というのがある場合に必要じゃないかと思いますので、掲示板等の設置ということを考えていただくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、管理面で、やはり大きな公園の１つですけれども、南部のほうにでんでんパークってあるんですけれども、あそこの土曜、日曜はものすごい人出でにぎわっている公園なんですけれども、芝生の上で、かなり家族連れの方が密集状態でいっぱい敷物をしいて、テントを張って、子どもたちを遊ばせて、ゆっくりリラックスタイムを、くつろいでいらっしゃるんですけれども、あそこで、前から指摘してお願いをしておったんですけども、当初のころに問題になっておった便所で日陰の問題とかがあったんです。仮設でしたりして。今は立派なのができていますけれども。そのときに、景観的に私がいつも申し上げていたんですけど、日陰が、南側の木が枯れてきよるということを申し上げておったんです。枯れてきよるから何とか手立てをしたほうがよくないかと言ったら、まだあれは枯れていませんって、再三言っても枯れていませんだったんですけど、そして、しばらくしたら、今度は枯れかかったけん樹勢工事をするというようなことになって、樹勢工事をされたんですけれども、結局、南側のクスノキは全部ないんです、今。消防詰所になっている方側のあそこに、しっかり大きい日陰の木をつくらないと、南からの日照りが、結局、日陰になる部分がなくなるという状況ですので、そういう点も状況を見極めた中で対応をいただければというふうに思いますけれども、景観について御承知かどうか、建設課長のほうからでも。

議　　長（川副　善敬　君）

建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）

でんでんパークにつきましては、平成26年度にトイレの設置と日よけ付きベンチ３基、それから、砂場の日よけの設置を行っております。その工事の際に樹木の移設を合わせて行っておるようでございます。その後、一部樹木が枯れましたので、先ほど議員がおっしゃられたように、平成30年度に樹勢回復工事をしたところでございます。その際、施工業者に確認をしまして、回復が難しいという木についてはその時点で伐採をしているところでございます。

その樹勢回復工事のあとに、その時点でも一部枯れかけていたものがございましたので、回復が難しいというものについてはそのままの状態で置いておったという状態でございます。その木が現在、また枯れている部分があるということでございますので、それについては、今後は様子を見ながら伐採をしたいというふうに思っています。

南側の樹木等につきましては、日当たりをよけるという部分につきましては、今後、どういった方法がいいのかというのは、ちょっと検討をさせていただければというふうに思っています。

以上です。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

先ほどから管理の問題で職員が見回って、いろんな聞きづてなんかでそういうふうな検討を加えられているということでしたんで、やはり巡回等をされたときに以前からの問題ということで気にかけていただいてそういうふうな対応を、今、課長のほうからも考えて対応していきたいということですけれども、皆さん方、利用する住民が困らないようなところでご検討いただけたらなというふうに思います。

次に移りますけれども、関連ですけれども、地域住民が公園を十分活用するためには何が必要かということを考えて、そういうことで担当課、いろいろ公園の部分を見て回るということも必要かと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

何が必要かということに対して、どういうふうな考えを持って公園のほうの管理運営をされているかということをお尋ねしたいんですけれども、ちょっとつかぬことなんですけれども、さざっ子育成プロジェクトというのが私どもの手元に、これが令和２年３月に届いた分です。そして、その前には、27年の３月に計画書を作られておるんですけれども、こういうふうに子ども、子育ての関係で、公園関係の部分について、後ろのほうにアンケートの結果でいろいろ住民からの話がまとめてあったわけですけど、この辺については、166ページあたりとか、公園の数はあっても遊べる公園は少ない、放課後や休日に友だち同士で遊べる場所がないといったこととか、公園などの遊び場が少ない、せっかく公園があっても手入れが行き届いていなかったり、使ってはいけない遊具が放置されていたりではもったいないとか、いろいろ、あともって御参照をいただければと思うんですけど、公園関係についていろいろなことが寄せられておりますので、十分見た中で、住民が何を求めているかということの中で、そういうふうな公園の管理運営をされたらいかがかというふうに思いますので、よろしく御供覧いただきたいと思います。そういうことで、何かありましたら。町長。公園管理については。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

地域住民の公園っていいますか、そういうことで十分活用するということで、何が必要かということで御質問があっております。

町としましても、実際に利用されている子どもさんとか、保護者の皆さんが安心して利用できる遊具施設とか、親しみを持っていただけるような公園を目指して、今、頑張っているわけでございますけど、なかなか整備がうまくいっていないということが、今、御指摘を受けております。

できる限り、地域の皆さん方の御意見もくみ取りながら、今後の公園施設の整備を進めてまいらなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

わかりました。公園の管理、ほかに社会資本、道路、橋梁関係、建物を含めてですけれども、佐々町の公共施設等総合管理計画というのがございまして、この中に、公園部門でいろいろ書いてございますけれども、いろいろそういうふうな、今、お話した部分を検討しますというようなことで、その後、公園関係を十分景観の中で危なくないようにとか、いろいろしていくというようなことも書いてあるわけですけれども、その辺のことについて、６つ目に書いております公共施設等総合管理計画の中で、維持管理の取組は現実的にどうなされているかということをお尋ねしておったんですけども、やはり取組、どういうふうな位置づけ、公共施設等管理計画の中でどういうふうに取り組んでいるかということをお尋ねしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

今、利用ニーズに対応したということで、効率的な維持管理手法で検討しますということで話がここに書いてあるわけでございますけど、現実的な取組としましては、皿山公園の長大のすべり台の更新については、町内の幼稚園とか、保育園、小中学校、また町職員を対象とするアンケート調査で実施して、その結果を参考にして遊具施設を決定したところでございます。

また、公園の維持管理につきましては、令和２年の７月から愛護団体制度というのを、登録団体５団体での草刈り等の清掃作業とか、地域ボランティア活動によりまして、清掃活動等を多く町民の方に支えられながらやっておられるということで、大変ありがたく思っていますし、やはり今後は、千本公園の遊具とかの更新に取りかかりながら、その他の公園についても遊具の更新について、老朽度合いを見ながら、町としましても年次計画を更新してやっていきたいと考えておりますので、そういうことを、やはり効率的な維持管理をしながら、町としても公園管理をやっていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

効率的に管理をやっていくという公共施設等総合管理計画で書いてあるとおり、そういうふ

うにお話がありましたけれども、これを本当に大事なことですので、ぜひしながらやっていただきたいというふうに思います。

次に、３項目めの給食センター整備事業についてでございますが、この前から私が、差し出がましかったんですけれども、現在、それぞれの給食センターの老朽化及び食物アレルギー食への対応、調理施設内の作業環境等の問題があり、急がなければならない事業なのに遅れ遅れになっている。現時点でのスケジュールはどうなっているか。これについて、ちょっと申し上げとったことに関連してくるわけですけども、今の検討内容はどうなっているかを教えてください。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

４大事業ということで私がいつも言っているんですけど、給食センターの整備については、現の町有地の中から候補地の選定を検討を進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染の対策にかかり、緊急的な財政の投資とか、それから、来年度の骨格予算ということになるわけでございますので、そこから財政計画を見通しを立てた上で具体的なスケジュールというのは策定しなければならないと思っておりますので、いつやるのかというのはもう少し時間を猶予をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

当然、来年度の予算関係っていうのは骨格で具体的な話ができないんですけれども、以前から申し上げておった、同僚議員も、いろいろ給食センターについては実際に私も子どものことを考えたら、４つとも大事な事業なんですけれども、その前からの議論の中で、話の中で、命が大事じゃないのかというような、話題にでたようなこともありましたけれども、やはり早め早めにしておれば、こんな遅れなかったんじゃないかなというふうに思いますけれども、何分、４大事業といって、し尿処理の問題、それから、クリーンセンターの問題、庁舎建設の問題とか、いろいろ大きな問題が、大事な補助事業とか、それから、起債の問題とか、事情は承知しているんですけれども、給食センターについては、いろいろと先に進める必要があろうというふうに思いますので。

あそこは、いつも言うように、平成４年、５年ごろに用地買収、地元の方の了解をいただきながら理解を求めて買収した土地なんですけれども、地元として、私も苦渋の毎日を過ごす、いつまで放っておくとかって再三言われて、何回ともなく質問をした中で先に進まないという状況で。町長は公園に何とかして、あそこ連携をもってしなきゃいけないってことをおっしゃるんですけれども、こういう時期にきたら、やはり早く、計画に当て込みができるのであれば早くお願いしたいなというふうに。配置を考えればいろんな問題解消できるかというふうに思いますので、ご検討をいただきたいというふうに思っております。

そういうことで、サンビレッジ横の土地に、一番北側の小浦大橋あたりのところにでも4,000平米ぐらいっておっしゃったんですね、サンビレッジの運動場側じゃなくて、こっちのほうにすれば足りるんじゃないかなと思いますので、そういうことも含めて、どうかと思いますので、やはり地元の方、そこに設置することによって地元の雇用といいますか、そこで理解を求める中で、そういうふうに雇用とか、地元に活性化できるような施設に、汚い建物じゃございませ

んので、何とか御検討をいただきたいなというふうに思います。その検討は、経過として、どこまで、どういうふうに具体的に検討されたのかをお聞きしたいと思いますけども。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
サンビレッジの北側ということで、サンビレッジの横のほうで、議員からも提案があっておりましたが、有力な候補地の１つとしては検討はしているところでございます。しかしながら、サンビレッジの北側というのが、面積が多ございまして１万5,000平米ぐらいでございますけど、給食センターとして必要なのが大体2,500平米程度が必要でございますので、サンビレッジ全体において将来的な、前は公園的なものをするということでお話を地元にしていたもんですから、その中でどうするのかというのも考えなきゃならないと思っていますし、そういうことで、そこに給食センターが存在が適切かというのも、やはりそこら辺ももう少し検討しなければならないんではないかと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
手前でいろいろ心配事がおありのようですけれども、地元に出してみらんことには議論の輪が広がりませんので、それができるか、できんかというところで、ひょっとしたら地元がノーとおっしゃるかもわかりませんけれども、私は早めに利活用をしていただきたいという思いで提案をいたしておるわけです。
それで、３番目に、佐世保市北部（旧北松浦郡）地域の小学校給食施設の更新計画というのがあるような話を聞いたんですけれども、市町の枠を超えた給食調理センター建設というふうなことで、これはまさに広域連携事業ということで協議することは可能じゃないかというふうに、勝手な考えで申しわけないんですけど、そういうふうに思っておりますけれども、その辺は町長どういうふうにお考えでしょうか。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
佐世保市のほうから打診という、そういうことはちょっとあっておりませんので、具体的なお答えというのはできないわけでございますけど、そのような話が佐世保市からあれば、それも選択肢の１つではないかとは思っていますけど、何もわかりませんので、申しわけございません、答えようがありませんのでよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
６番。

６　　番（永安　文男　君）
当然、相手があることですので、そういうことで、少しそういうふうな話を聞いた時点で早め早めに対応をというふうに思ったもんですから、ちょっと提案させていただいたということ

です。何かありましたら、ちょっと頭の隅っこのほうに置いていただいて、具現化できればというふうによろしくお願いしたいと思います。

それから、４項目めの保育行政についてに移ります。

町立第２保育所の民営化の考え方はどんな考えであられるのかということで、保育所民営化は国の方針であり、これは町長が議員からの質問の中で国の方針だというふうに議会だよりもきちっと明記されておりますので、国の方針という言葉を使っているんですけれども、第２保育所も町の財政面から早急に民間委託を進める必要があるのではないかというふうに私も思いますので、町長の考え方、どのように対応を考えておられるのかをお尋ねします。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

保育所の民営化というのは、私の方針は変わってございません。その時期については、現段階では明確にはしていないわけでございますけど、これまでにも申し上げてきておりますが、公立保育園の運営費とか、それから、施設の整備に係る補助金の制度が平成16年度に実施された国の三位一体改革によりまして一般財源化されているということから、施設の整備などに将来的な財政負担というのが、それから、令和２年度より始まった会計年度の職員の係る非正規の職員の人件費が2,500万円程度の負担増ということで、財政的なかなり事情があるわけでございまして、また、公立保育所として引き続き存続させるとすれば、また新たな正規職員も必要になってくるということがございますので、いろんなことを踏まえまして、やはり、町としましては現段階では明確にしていませんけど、私としては民営化をしていかなきゃならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

町長から、民営化に関してはそういうふうに町長の考えはあるんだというお答えでございました。その民営化する方針ということで、時期はまだはっきりしていないようですけれども、十分な検討が必要だという考えということはわかりましたけれども。

実は、振り返ってみますと、この民営化の議論は、第３保育所が23年度に民間委託になりました。そして、次に平成28年に佐々幼稚園の幼保連携型認定こども園として運営することで中央保育所が民営化したということで、こういう民営化は進んでいるという状況にあります。

町長が言われたとおり、国の三位一体改革で財政的な面が出てきたわけですけれども、当時、民間でできることは民間に任せるという方針が出ていたわけです。そういう中で、この保育所の民間委託というのがあったんですけれども、御存じというふうに思いますけれども、集中改革プランというのがございます。その中で、次に第２保育所の民営化の検討を行うというふうにされとったわけです。そういうふうなことで、振り返りますと、先ほど申し上げた27年の３月に計画書が出されております、さざっ子育成プロジェクト、子ども・子育て支援事業計画、この中で、今後も引き続き検討を行い、早急に結論に導き出せるよう努めますとはっきり書いてあります。これからいっても４，５年たっているんです。そして、次の年度この前の令和２年３月発行の子ども・子育て支援計画では、今度は変わってきているんです。配慮すべき子どもの対応と政策を実施するために、他の園をリードする役割等が必要とかいうふうな書き方で、あたかも第２保育所がそういうふうな立場にある保育園の位置づけというふうに書いてあり

ました。

私、前から、１期目の時に申し上げたんですけれども、子どもの全体の保育行政を司る子ども・子育てセンターというものを作ったらいかがですかっていうふうなことを申し上げて、町長もそれは検討するという回答をいただいたと思うんです。ただ、あそこの健康センターのほうに包括の関係、子どもの包括のそういうふうな事業を担当しているところがありますけれども、やはり、保育行政も含めて、佐々町の子育てをこうするんだというようなセンターをつくるということであれば、第２保育所がうんぬんということは必要ないんじゃないかというふうに思いますので、私も保育行政に関わってきましたんで、その部分について、やはりもう少し大きな取り上げ方をして、佐々町の保育行政を考えていただければというふうに思いますんで、早く結果を出すように進めていただきたいということをお願いしたいと思います。いかがですか。

議　　長（川副　善敬　君）

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

今、永安議員がおっしゃったように、会議で町立保育所がなくなるということで、柱というのがなくなるんではないかという意見も、ちょっとお話は聞いたことはあるんですけど、やはり町としてましては、本来どおり、目標どおり、民営化をさせていただきたいということは変わらないと思っています。それを早くやって、町としては公立でやるべきものなのかちゅうても、私は疑問に思いますし、これは民間でも十分、今の保育所はやっていっていらっしゃると、民間のほうで十分やっていらっしゃると思っていますので、それについても、町としましては子どもさんを民間に預けても十分大丈夫じゃないかと。

子どもセンターとかつくってあるところもあるわけでございますけど、町としましては、そこら辺はまだ、別に全体的な統括をするというか、面倒を見るということは必要かもわかりませんけど、町としては民営化を踏まえた、早く結論を出してやっていきたいと考えておりますので、どちらにしましても民営化というのは現状では進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

６番。

６　　番（永安　文男　君）

その方向では十分理解しましたので。

先ほどから申し上げております子ども全体を取り上げた中での保育行政というと、固有名詞で申しわけないんですけど、ぷくぷくクラブとか、学童保育とか、いろんな子どもに関する部分について総合的にですたい。先ほどから心配されておりますいろんな民間に保育所がいった場合にコントロールできないんじゃないかという心配があられるようなんですけど、それは町がしっかりしたセクションを設けて指導をするということの立場に立てば、何ら問題はないというふうに思いますので、その分を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議　　長（川副　善敬　君）

以上で、６番、永安文男議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

（14時08分　　休憩）
（14時16分　　再開）

― 日程第２　一般質問（橋本義雄議員）―

議　　長（川副　善敬　君）
休憩前に引き続き、会議を開きます。
７番、橋本義雄議員の発言を許可します。
一問一答方式により質問を行います。
７番。

７　　番（橋本　義雄　君）
７番、橋本義雄です。
議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らさせていただきます。
まず、今回はまちづくりについて、河津桜祭りについて、町有地活用について、神田駅下河津桜と小浦ポンプ場裏の河津桜についてを質問いたします。
まず、まちづくりについてでありますが、30年に質問しました北部の河川敷にもちょっとした休憩するところ、トイレや桜を植えて公園を作ったらどうかという質問をした際に、佐々川の下、桜堤のほうにも、菜の花などの公用で植えているところもあり、補助とか検討させていただいて方向性が望ましいのであればというような答弁をいただきました。その後、どう検討されたのかお聞かせください。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
このことにつきましては、平成30年６月とそれから元年の９月の議会で橋本議員が一般質問をされているところでございます。
その中で、費用の面もありまして施設の設備っていうのは、整備っていうのはなかなか厳しいっていうことで、補助事業について検討がしていきたいということで御回答させていただいておりましたが、一昨年の地方創生の交付金の整備で可能ではないかと、地方交付金がありますので地方創生で該当するような事業がっていうことで確認をしたんですけど、これが該当する事業がないということで、見当たらないっていうことで大変申し訳なく思ってます。
そして、このような施設の整備につきましては、土地の問題と費用の問題が大きく関わってくるわけでございまして、近年の公園化っていうのも今のところ現在予定がないということで、これらの整備に係る補助事業についても見当たらない状況でありますので、なかなか難しいと、現状は難しいと判断しておりますので、また変われば町としましても何かあればしたいと考えていますけど、現状はなかなか厳しいのではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
７番。

７　番（橋本　義雄　君）

厳しいということでありますが、昨年の９月に私が一般質問した際に、人口が急速に増えている地域は今すぐにでも計画立ててどんどん伸ばしていったらどうかという質問に対して町長は、全体を考えながらまちづくりをしていくということ答弁されました。

それであれば、佐々川を中心としたまちづくりを推進していくのであれば、バランスのとれた佐々川を中心としたまちづくりをしていかなきゃいけない。まず、下流のほうには桜堤、そして中央のほうには市瀬の河川公園、また皿山公園とかあります。

この前も言いましたけれども、北部のほうにはありません。ということで、そこ公園を作ることによって平等なバランスのとれた佐々川沿いのまちづくりができるんじゃないかと思いますがどうですか。

議　長（川副　善敬　君）

町長。

町　長（古庄　剛　君）

上中下って言いますか、上流、下流、中流、３つともバランス的に公園があればなかなかいいんですけど、上流に作るときは堤防敷を広くは余りなく、それから公園においては、敷地についても、やはり用地についての考えがいりますし、それから施設も作らなきゃならないと。

なかなか現状ではやはり、橋本議員がおっしゃったのはよく分かるんですけど、なかなか厳しいところがあるんじゃないかと。一般財源的に、全体的に余裕が出れば大丈夫なんですけど、なかなかそういうことができるのかどうかっていうのは難しいと思っておりますので、御理解をいただければと思ってますのでよろしくお願い申し上げます。

議　長（川副　善敬　君）

７番。

７　番（橋本　義雄　君）

いろんな佐々町も大きな事業を抱えて大変だと思います。しかしながら、住民の生活のための、癒しのための環境を整備するというのはそれも大事だということで、用地的には大体私は検討しとります。

それで、そこの公園を今ちょっとした休憩所、そしてウオーキングコースの中の休憩所や町民の憩いの場として使いながら、それを拠点とした北部のことをもう少し考えていかなきゃいけないと思うんですけども、きょうはここの質問状には書いてありませんので次回のほうにします。とにかく今すぐしろとは言いません。できたらその補助事業がうまく見つかったらぜひ取り組んでもらいたい。

そういうことで、やはり上から下までつながるとその人たちがずっと上も下も交流ができるわけですから、そして皿山に集まってそれから上下、そういった健康づくりには非常にいいし、また佐々川沿いがもう本当に自然がきれいで、今、桜堤にも菜の花咲いてますけども、北部のほうにも菜の花はボランティアで今、花盛りであります。

そういったボランティアをしながら、そういった公園も作りながら手入れもしていくというような、北部はなぜか町は金をかけない。そして菜の花だけは種と肥料をやって、やってくれと。それでもちゃんとやってるじゃないですか。そういうことで、そういったことも考えながらやってもらえればと思いますので、忘れんごとしとってください。

次に移ります。河津桜祭りについてでありますが、今年は開花も早く菜の花と一緒に咲きました。そしてシロウオも上ってきました。三拍子そろった形になりましたが、やはりコロナ感

染症で出足は鈍ったかもしれませんが、大勢の方が見に来られました。

それを見てまして思ったのは、やっぱりベンチが足らないのかなということで、以前ベンチを作ってくださいとお願いをしておったわけですけども、これは設置ができたのかどうか。

それと、駐車場についてもですよ、どのような形で対応されたのか。そして佐々駅からの案内についても、その裏に行けばすぐ河津桜があるわけですから、どういうふうにされたのかお聞かせください。

議　　長（川副　善敬　君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永　尊生　君）

ただいまの御質問でございますが、佐々川の河川敷にある河津桜につきましては、見ごろをふみまして葉桜となってきてるようでございます。桜堤遊歩道には、天気がいい日には桜の見ものに多くの方がお見えのようで、健康づくりや花や風情を写真におさめられる方、若い方から高齢者まで様々いらっしゃるようでした。

河津桜がある桜堤遊歩道には、延長が1.5キロありますので休憩ができるようベンチがございます。その中で、休憩やくつろいでおられたり利用いただいてるところでございますが、御質問のベンチの設置の増設までには至っておりません。

河川敷での設置は、基礎からしっかり固定するベンチが必要であると考えますので、かかります工事費用も相当に必要であることから、町としましても補助金等を活用し整備につなげていくことは望ましいというふうに思っております。有効な補助事業などあれば進めていきたいという考えですので御理解いただきたいというふうに思います。

次に、桜堤遊歩道での案内として、車でお越しの問い合せにつきましては、広く駐車ができる役場の駐車場や観光情報センターの駐車場のほうを紹介し、御利用いただいております。しかしながら、車では近場にとめることができないことから、地元町内会に御協力いただきまして集会所の駐車場をお借りしているところでございます。

詳細な案内が難しいため、町のホームページにおきまして案内させていただいており、インターネットやスマートフォン、こちらの利用において確認ができるという形を取らせていただいております。

また、場所の案内につきましても、同様な形のほうで説明をさせていただいております。

説明は以上になります。

議　　長（川副　善敬　君）

７番。

７　　番（橋本　義雄　君）

ホームページのほうで掲載しているということでありますがね、やっぱそれを見て全部が来るわけじゃないわけですから、ちょっとした親切で看板を立てるとか案内をするとかそういったことをしてもらわないと、なかなか来てから駐車場をどこにとめようかとか、そういった迷いが皆さんあられるようでございます。ですから、やっぱり看板を立てるとかですね。佐々駅は裏から行けばすぐ、もう河津桜に行けるわけですよね。それもどっちのほうへ行けばいいか分からないです。ちゃんとした看板を立てないとですね。そうすることで、スムーズにお客さんは桜を見に行かれる、気持ちよく桜を見る、そういうことなんですよ。

それから、やはりお客さんの声と言いますかね、帰りがけにささやいて帰らすその言葉をやっぱりちゃんと受け止めて、そして継続していくために反省をしながら推進していかないかん

と私は思うわけですけども、まず桜を見て帰りがけにシロウオ台がいっぱいあるわけですよ。

そうすると、どうしてもシロウオを見たいとか、それから下に降りてどういうふうになっとるのか、非常に興味津々でお客様もおられます。そういうときに、そこにおられる人が丁寧に説明をして、そして喜んで帰られます。そういったちょっとした親切も今後の桜まつりの推進につながっていくというふうに私は思うわけですよ。町長は行かれましたか。

それで、それとかシロウオはどこで買われるのかとか、どこで食べられるのかとか、それはホームページには書いてあると思いますけども、そこのところにちょっとした看板を立ててあるとそれだけでも違います。そういうことで、親切にお客さんに対応するという心が大事じゃないかなと、まつりを見て思いました。

それから駐車場の件にありますが、議員さんも言っておられましたけど橋の下の駐車場ぎりぎりとめていっぱいになるとか、そういった駐車場の箇所を何か所か指定するなら、やはり臨時駐車場をぴしゃっとつくって、そしてそれ終わればまた当たり前に戻していいんですから、そういったことも考えたらどがんかねと思うとですけどどがんですかね。

議　　長（川副　善敬　君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永　尊生　君）

御質問のその駐車場につきましては、案内する上でやはりしっかりとめれるようなところということで、役場とその観光情報センターという案内をしておりますけども、近くにとめれるとこは確かにございますがやはり数も限りがありますので、そういった広いところといった形で今現在のところはお知らせしているとこでございます。

苦肉の策としましては、近くに集会所の駐車場がありますのでそこでという対応のところを現在はさせていただいておりますけども、先にはどういったまた対応ができるような形があればもちろんそういったことも考えていきたいというふうに思いますので、また御協力のほうもいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議　　長（川副　善敬　君）

７番。

７　　番（橋本　義雄　君）

町内会の駐車場も借りてるということですけども、ちゃんと河津桜用の駐車場と明記して貼っとかないとわからんとですよ。そういうことで、駐車場については静岡の河津町の河津桜のお祭りのときにも、これはもう何十万て１日に来ますので、そういうときにはみんな民間の駐車場を貸してるんです。そういう形で祭りをやっておられます。

ですから、その町内会の駐車場または駅前の駐車場あたり借りるときにはちゃんと明記をして、この河津桜祭りの駐車場であるちゅうことを知らしめてやらんといかんのかなと、そういうふうに思います。

それで、次に移ります。町有地活用についてということで、春の山団地の町有地ですが、もう同僚議員も何回も質問をされました。また、きのうも質問をされております。そういうことで、私も29年と30年に質問しとるわけですよ。

春の山の団地が解体されてから10年以上なります。どうするのか、まだ協議中なのか、そこんところをお聞きしときます。

議　　長（川副　善敬　君）
町長。

町　　長（古庄　剛　君）
春の山団地の跡地につきまして、解体後公営住宅の住み替えていうことで考えられたわけでございますけど、以前の一般質問でもお答えをしたとおりでございまして、現在建て替え対象になっている図池と里山、それから里山第２、牧崎団地等の住み替え住宅としては、現入居者からすると交通の利便性とか周辺環境が大きく変わることで、非常に難しいのではないかと町としては考えてるわけでございます。
しかしながら、令和３年から10年間の公営住宅の長寿命化計画を策定しておりまして、来年度以降の老朽化した公営住宅の建て替えっていうのを具体化していく必要がなりますので、やはり春の山団地の跡地についても公営住宅用地としての利用っていうのが選択肢の１つとして検討していかなければならないんではないかと思っておりますし、公営住宅以外の利用というのも考えられるわけでございますけど、やはりほかの町有地の利活用とも併せて、町有地の活用の検討委員会っていうのがありますので、今後検討していきたいと考えておりますので、なかなか決まらないで大変申しわけないわけでございますけど、どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）
７番。

７　　番（橋本　義雄　君）
10年間まだ決まらんて言うてきたとですけど地元には。何て言えばよかですかね今から。やはり、みんな気になっとるわけですよ。ですから、例えばこれ民間で住宅にして、開いて売るなら売って、固定資産税を10年間でどのぐらい入ったと思うんですか。そのくらいやっぱり稼ぐとこ稼がんばいかんちゃなかですか金のなかていうんならですね。
そういうことで、ぜひ早めに、それはもう大変でしょうけども、そういった町有地は早めに、もう10年以上なるんですからお願いしますよ町長。企画でありますか。よかですか。
そういうことでお願いをしときます。いつまでっちゃ同じと言わんばですたい。
それで、まずはそれを、もう終わります。
それから、神田駅の下の河津桜からまず質問します。30年の台風で吹き飛んでしまって、もうそのまま放置されているわけですけども、これ補植する気はないのですか。どうするんですか。ちょっとお尋ねします。

議　　長（川副　善敬　君）
建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）
すいません。議員御指摘のとおり、平成30年７月の台風によりまして町内あちらこちらの桜の木が倒れたところでございますが、その際85本撤去をしております。神田駅下については、その際に撤去がされてなかったのか、そのあとまた強風等で倒れたのかということでございますが、議員御承知のとおり平成29年度に桜の一斉点検を行っております。
その際に多くの病木もあるということを確認してるところでございますけども、おっしゃられた小浦ポンプ場裏の桜につきまして、これは道路維持補修班のほうで年次、すいません。言われてないですね、申し訳ありません。

ということで、補植につきまして、すいません現在桜、先ほど言いました一斉点検の際の病木の治療等を含めまして、専門業者のほうに業務委託をしております。その専門家のほうの意見を聞きながら、補植の必要性、それからどういったタイミングでするのかとそういうのをお伺いしながら検討していきたいというふうに思ってるとこでございます。

以上です。

議　　長（川副　善敬　君）

７番。

７　　番（橋本　義雄　君）

ちょっと、今９本ぐらいしかなかですね。あとみんな台風で吹っ飛んだり枯れたり、それで枯れたあともそのまましてあるわけですけども、神田の河津桜は桜堤よりか１週間ぐらい遅れるわけですよ。やっぱり霜が降ったり気温が低かったりとして、そういうことで桜堤で見学して花を見て帰らす人が遅く来て、あらもう散っとるばいと、あらもう少し早う来ればよかったねというちょちょい聞くわけですよ。

そんときに、神田は１週間遅れてるんですから、今度駅舎も改造されますね、観光の拠点になります。そういうときに、あと２つ駅をつなげばまた河津桜がありますよ、今満開ですよ、そういう言葉もかけられるわけですから、そしてそこに菜の花があるなら神田も菜の花をまけばいいんですから、そういうつもりで私は早く補植をしてくださいと。

そういうことで、せっかく見に来られて、散ってしもうとったり、もうあれやったらがっかりさすやないですか。あと２つ駅すれば満開になっとりますよということが言えるんですよ。そういうふうに、桜も地域地域で違います。温度で違うわけです。

ですから、それも駅舎が改造されて観光の拠点としてなったときにはそういう説明をしながら、河津桜もお客さんに喜んで満開の桜を見て帰られる。そういうことから、早くしてください、そういう考えがあります。どがんですか。

議　　長（川副　善敬　君）

建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）

すいません、繰り返しになるかと思いますけども今専門業者のほうに委託をしておりますので、そこら辺、その業者さんとのほうのお話をさせていただきまして、どういった形でのやり方がいいのかというのをちょっと考えさせていただいて、現在ところどころ抜けてる状態という形になっておりますので、補植ができればしていきたいというふうに考えてるとこでございます。

以上です。

議　　長（川副　善敬　君）

７番。

７　　番（橋本　義雄　君）

なるべく早く補植をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、小浦のほうですけども、あそこ一般質問の締め切りが25日やったですかね。そのときに確認して草ぼうぼうしとるということで出しとったら、もう何日かあとに払ってあったですね。あの花の咲く前に払ってくださいよどうせ払うなら。

そういうことで、あそこはもう21年22年に企画の事業で植栽事業されたんですよ。そして今あんなに大きくなっとる。もういっちょん手のいらんごとなっとるとですよ。ただお礼肥と寒肥と草を刈れば、まだどんどんどんどん太っていくと思います。住民の方ももう期待して行っておられるんですよ。今年早う行った人はもうがっかりされたっちゃなかかなあと思って。カズラまで放っとったけんですね。町長、そこの桜は知っとりますか。町長、そこの桜知っとるですか。見たんですか。払うたあとに見たですよ。

そういうことで、もうぜひしてくださいよ、みんな待っとるとですよ、今見に行きましたという言葉が返ってきますので、どがんですか、管理については。

議　　長（川副　善敬　君）

建設課長。

建設課長（川崎　順二　君）

先ほど小浦ポンプ場裏の桜の件でございますけども、実は作業班の道路維持補修班のほうで年次計画を立てて草刈りをしてるところではあるんですけども、先ほどおっしゃった部分については、たまたまタイミング的に見られたあとに刈ってしまってるんですけども、ただ年次計画に組んでいる関係上、桜の開花が今回ちょっと合わなかった部分はあろうかと思いますけども、今後そこら辺を確認しながら、時期を逸しないような形で手入れをしていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長（川副　善敬　君）

７番。

７　　番（橋本　義雄　君）

あそこの桜が一番早く咲くんじゃないでしょうかね、そういう感じがします。ですから、あそこは車でずっと見ていかれるんですよね。デイサービスとかそういった関係の方が車ながら見て、桜を見学される唯一の場所です。ですから、そういった人たちのためにもぜひ管理をしてもらいたいと思います。

そういうことで、私の質問はこれで終わります。

議　　長（川副　善敬　君）

以上で、７番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

（14時46分　　休憩）
（14時55分　　再開）

―　日程第３　議案第５号　専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例）　―

議　　長（川副　善敬　君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第３、議案第５号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。
町長。

町　　長（古庄　剛　君）

（議案第５号　朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達　伸男　君）
それでは、中身の説明をさせていただきますが、クリップで留めております右肩に資料と書いてある分、議案第５号保険環境課資料と書いてある分をまず御覧ください。
改正の理由ですけれども、今、提案理由のところでも少しふれてございますが、感染症法の一部改正によりまして、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症の中に法的な位置付けがされました。これに伴いまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２に規定されておりました新型コロナウイルス感染症の定義規定が削除をされたということになっております。その削除されたというのが、下に新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正前と改正後を記載しておりますが、ここの附則の中の第１条の２に新型コロナウイルスのことの記載がございましたが、改正後には削除というふうになっております。これが削除されたことに伴いまして、国民健康保険の傷病手当に係る定義規定というものの文言を改正する必要が生じたというところでございます。
この法の公布日は２月３日で、施行が２月１３日からということでございましたが、この条例改正の必要性について、判明したのが２月の１２日、もう施行の前日になって改正の必要があるというところがわかったというところでございまして、その手前でありました臨時議会、それから、それ以外、総務厚生委員会等への報告というものもできない状態のまま、条例の改正の専決をさせていただいたというところでございます。
それでは、議案書のほうを御覧いただきたいと思います。１ページを御覧ください。
佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険条例（昭和34年佐々町条例第５号）の一部を次のように改正する。
条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。ということで、下の改正前と改正後のところを御覧いただきますと、附則の第２条のほうに、傷病手当関係で支給ができるようにするために第２条に規定をしてございます。ここのアンダーラインの部分、括弧書き、以降のところになりますけれども、こちらで新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症というものを引用するような形でもともと条例のほうの規定になっておりました。これは途中で改正させていただいた部分なんですけれども、この引用していた元の法律の条文が今回削除になっておりますので、もともと法律で定めてあった文言、資料のほうの太字になっている部分でございます。ここの太字の部分を改正後のところで、そのまま書き

込みをさせていただいたということで、改正後の部分はアンダーラインのところを読み上げますと、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。以下同じ。）というふうに、もともと法律に規定されていた文言をそのまま入れるという改正をしないといけなくなったということでございます。

次のページ、２ページを御覧ください。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ということで、２月の12日、法律の施行、13日が施行でしたけれども、その前日に専決処分をさせていただいたということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第５号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

―　日程第４　議案第６号　佐々町介護保険条例の一部改正の件　―

議　　長（川副　善敬　君）

日程第４、議案第６号 佐々町介護保険条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

（議案第６号　朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）

それではめくっていただきまして、佐々町介護保険条例の一部を改正する条例。佐々町介護保険条例（平成12年佐々町条例第22号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

今回の改正につきましては、令和３年度から令和５年度までの第８期介護保険事業計画期間へ向けた改正ということになります。

提案理由にありますように、第８期期間における介護保険料につきましては、第７期の保険料を据え置くこととしておりますので、保険料の改正はございません。今回の改正は、第８期期間が令和３年度から令和５年度までの期間となりますので、その期間の改正ということになります。

では、新旧対照表ですけれども、第５条は第７期期間の平成30年度から令和２年度までを第８期期間の令和３年度から令和５年度までに改めるものでございます。第５条の第２項、第３項、第４項ということで、裏の次のページのほうにもまたがっていきますけれども、につきましては、「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」というふうに改めるものでございます。

附則でございます。第１項の施行期日につきましては、この条例は、令和３年４月１日から施行する。第２項ですけれども、これは経過措置でございます。保険料は据え置きというふうになりますけれども、保険料算定年度が替わることから、令和３年度分の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。というふうなことでの経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第６号 佐々町介護保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

― 日程第５ 議案第７号 佐々町介護予防･日常生活支援総合事業の実施に関する条例の廃止の件 ―

議　　長（川副　善敬　君）

日程第５、議案第７号 佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町　　長（古庄　剛　君）

（議案第７号　朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議　　長（川副　善敬　君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）

すいません。今回の条例廃止につきましては、提案理由にありますように、令和３年３月31日をもって旧制度によるみなし適用期間が終了することから、廃止を提案するものでございます。少し、これまでの経緯も踏まえて御説明させていただきます。

平成27年度に介護保険制度の改正がなされまして、介護予防・日常生活総合支援事業、いわゆる総合事業を進めるというもので、制度改正の趣旨は団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すというものでございました。特には、互助ということで、お互いに支え合おうという仕組み、組み立てのもと、地域の方が家事の援助をしたり、外出の支援等のサービスを提供するというもので、その移行のために、平成27年４月から６年を超えない範囲でみなし期間として対応をするということになっていたものでございまして、本町につきましては、その６年間をフルに活用しながら、移行を進めてきたということでございます。

今回、令和２年度をもってみなし事業が終了し、令和３年度から新たに介護予防生活支援サービス事業として始まることになりますので、その説明用として今回の議案に添付させていただいておりますけれども、資料をつけさせていただいているところでございます。

その資料、議案第７号資料というふうに書いてある資料でございますけれども、右側のほうを御覧いただければと思いますが、その上段になります。これまでの佐々町における取組を示しております。また下段には、令和３年度以降の新たな組み立てをお示ししているところでございます。この上段にありますように、いきいき百歳体操であるとか、元気カフェぷらっとであるとか、いわゆる住民主体の活動として取り組んできております。また、下の行にありますように、下のほうっていうか真ん中のほうになりますけども、訪問みなしという網掛けを少し赤い色でしているところですけども、これは、セントケアさんであるとか社協さんが対応されていました。今現在されております。通所みなし、その下ですけれども、虹の里さんや社協さんが対応されており、この資料の左側のほうにもありますけれども、現在６件の方、６名の方が利用をされているところでございます。このみなし事業と生きがい教室、個別運動教室の介護予防・生活支援サービス事業が下段にありますような新たな事業として進めていくということになります。

令和３年度からの取組を簡単に御説明しますと、訪問型として、訪問型サービスＡ、それと訪問型サービスＢというのがございます。介護予防事業所への委託は訪問型サービスＡとして、住民主体による取組への補助としましては訪問型サービスＢということになります。

また、通所型には、ＡとＣがございますけれども、これまで実施してきました生きがい教室が通所サービスＡという区分になります。また、これまで実施してきました個別運動教室につきましては、通所サービスのＣというところに位置づけられるということになります。

特に今後の展開としましては、多様な担い手による生活支援事業として、生活支援や、通いの場の展開を図っていくというふうなことになってこようかというふうに思います。

以上のようなことで、平成27年度に制度改正がなされ、６年間の移行期間がこのたび終了するということで、今回の条例廃止をさせていただくものでございます。

なお、令和３年度からの事業実施については、本町を除く県内の市町では既にみなし期間が短縮した形で運用なされておりまして、実施要綱によって運用されておりますので、本町においても、新たに要綱を制定しながら、令和３年４月から進めていくことで予定をしているところでございます。

それでは、議案書の２ページ目ということになります１枚めくっていただきまして、佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例を廃止する条例。佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成28年佐々町条例第４号）は、廃止する。

附則、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長（川副　善敬　君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第７号 佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

― 日程第６　議案第８号　佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 ―

― 日程第７　議案第９号　佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件 ―

― 日程第８ 議案第10号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件 ―

― 日程第９ 議案第11号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件 ―

議 長（川副 善敬 君）

日程第６、議案第８号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、日程第７、議案第９号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件、日程第８、議案第10号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件、日程第９、議案第11号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件、以上４件については関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第８号から議案第11号までの４議案は一括議題といたします。

町長が議案第８号から議案第11号の４議案のかがみの朗読と提案理由の説明後、住民福祉課長から各議案の説明をお願いします。その後、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第８号 朗読）
（議案第９号 朗読）
（議案第10号 朗読）
（議案第11号 朗読）

いずれの議案についても、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）

住民福祉課長より各議案の説明をお願いします。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すいません。議案第８号から御説明をさせていただきたいと思いますけれども、まず、議案第８号と一緒についている添付の資料があるかと思いますけれども、議案第８号から第11号、各議案に共通する改正の資料というのがＡ４の縦で３ページになりますけども、２枚ですけど

も、それがあります。もう１つ、議案第８号資料というのがございます。まずもってこの議案第８号から第11号に係る部分というところで少し御説明をさせていただければと思いますけれども、今回、第８号から第11号までの４本の議案を一括上程させていただいて、これは先ほどから町長が提案理由の中でも言いましたように、厚生労働省令の一部改正に伴うものでございまして、共通する改正内容がございますので、今お手元に先ほど申し上げました各議案に共通する改正の資料ということで添付をさせていただきました。

ちょっと簡単にふれますけれども、１つ目が感染症対策の強化ということでございますけれども、これはもう感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるというふうな観点からの改正というふうになっております。

この資料のとおりでございますけれども、２つ目が業務継続に向けた取組の強化でございまして、ここでは、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定を義務づけるということで、３年間の経過措置期間が設けられているというふうなところでございます。

それから、めくっていただきまして裏面になりますけれども、３つ目がハラスメント対策の強化でございます。適切なハラスメント対策を求めるというものでございます。

４つ目が、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用ということで、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについても、テレビ電話等を活用しながら実施を認めるというふうな改正となっております。

５つ目ですけれども、利用者への説明・同意に係る見直しということでございます。利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担の軽減という観点から、電磁的な対応を認めるというふうなことになっております。

６つ目が記録保持に係る見直しでございまして、介護サービス事業者の業務負担の軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、電磁的な対応を認めるということでの改正になります。ここでいうローカルルールは本町についてはほとんどありませんけれども、例えば市町村独自で例えば事故報告であるとか、他の業務でいろんな求めをしているようなことがあるので、そういったところを解消する意図があるというふうなことで厚生労働省の資料にあったところでございます。

それから、７つ目ですけれども、３ページ目になりますけども、運営規程等の掲示に係る見直しということで、利用者の利便性の向上や介護サービス事業者の業務負担の軽減の観点から、閲覧可能な形でのファイルでの備え置くというふうなものでございます。

最後の８つ目が、高齢者虐待防止の推進でございまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催であるとか、指針の整備であるとか、そういったものを義務づけるというもので、３年間の経過措置期間を設けるというふうになっているところでございます。

以上のような共通改正項目がありまして、今回御提案させていただいております議案にそれぞれＡ4版横の資料をつけさせていただいているんですけれども、共通する部分がどういうものかというところで網掛けをさせていただいております。基本的にはほとんどがこういう共通する項目になっているというところでございます。以上のようなことを踏まえて説明をさせていただければということでこの資料をつけさせていただいたところでございます。

それでは、第８号議案の１枚目をめくっていただきまして、１ページをどうぞよろしくお願いいたします。

佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年佐々町条例第４号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）

に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。というものでございます。

１ページ目ですけれども、第３条の第５項は、先ほど御説明しました共通の改正内容の高齢者の虐待の推進というところでございます。第６項につきましては、介護保険事業計画の作成に係る対応がそれぞれ新設をされたというところでございます。

めくっていただきまして、２ページ目ですけれども、第６条の第２項ですけれども、ここにつきましては、ケアマネジメントの公正、中立性の確保を図るという観点から、前６か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、事業者に対して利用者への説明を行うように新たに求めることとされたものでございます。

続いて３ページのところの第15条第１項の第９号というところですけれども、これは、共通する改正内容の会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用が追加されたところでございます。

めくっていただきまして、４ページになりますけれども、前のページからきているんですけども、第15条第１項第20号ということでございますが、生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応として、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護の利用サービスの大部分を占めるなどのケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどして、新たに点検、検証する仕組みが設けられて、実際には導入は10月からというふうになっているところでございます。いわゆる町に届け出なければならないとなっているんですけども、佐々町の場合は、ケア会議等でこういったバランスを欠いたようなケアプランはできていないというふうに認識をしているところでございます。

それから、第20条の第１項第６号ですけれども、これは高齢者の虐待防止の推進に係るものが新設されたところでございます。

それから、次の５ページの第21条の第４項ですけれども、共通する改正内容のハラスメント対策の強化が設けられたということで、第21条の２の第１項、第２項、第３項につきましては、業務継続に向けた取組の強化ということになります。

６ページにつきましては、第23条の２の感染症対策の強化でございます。また、同じく６ページの第24条の第２項は、運営規程等の掲示に係る見直しに係るものでございます。

次に、第29条の２につきましても、高齢者虐待防止の推進に係るものでございまして、７ページのまた第34条につきましては、記録の保存等に係る見直しが新設されたということでございます。

新旧対照表につきましては以上のとおりでございまして、次に、８ページの附則のところですけれども、第１項の施行期日のところで、この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第15条第19号の次に１号を加える改正規定は、同年10月１日から施行する。ということで先ほど申し上げたところでございます。

それから、第２項、第３項、第４項というふうにありますけれども、虐待の防止と次の業務継続計画の策定等に係るもの、それから感染症の予防及びまん延の防止に係る、それぞれの経過措置について３年間の経過措置を設けるということでございます。

第８号議案につきましては、以上のようなことでございます。

続きまして、第９号議案のほうをよろしくお願いいたします。１枚めくっていただきまして、１ページ目になります。

佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年佐々町条例第５号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

まず、１ページの第３条の第３項でございますけれども、これは、共通の改正内容の高齢者虐待の防止の推進の新設ということになります。

それから、２ページの第４項ですけれども、介護保険事業計画の作成に係る対応がそれぞれ新設をされたということでございます。

これからの説明は、定期巡回、訪問介護、看護に係るものがここから入ってくるということになります。

次に、第６条の第５項が２ページのところにありますけれども、こちらちょっと８ページのところで、第47条のところで御説明をさせていただきますので、４ページに移らさせていただければと思います。

第31条の第１項第８号のところが共通改正内容の高齢者虐待防止に係るものでございます。

それから４ページの第32条の第５項につきましては、ハラスメント対策の強化の新設で、次、５ページの第32条の２につきましては、業務継続に向けた取組の強化の新設、第33条の第３項につきましては、感染症対策の強化の新設、６ページに移りますけれども、第34条の第２項につきましては、運用規程等の掲示に係る見直しの新設、７ページに係る第39条につきましても、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用に係る追加の改正というふうになっております。第40条の２が同じく７ページになりますけれども、これは高齢者虐防防止の推進の新設ということになります。

次からが、今度は夜間対応型訪問介護に係るものの改正というふうなことになっております。９ページの第47条第３項から11ページのところの第７項まで、先ほど第６条のところでも少しふれましたけども、そこの改正で、オペレーターの配置基準等の緩和に係る改正というふうになっております。これは、地域の実情に応じて、既存の地域資源、地域の人材を活用しながらサービスの実施を可能にするという観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護と同様に、利用者の処遇に支障がない場合には、併設施設の職員が兼務することや、随時訪問サービスを行う訪問介護職員等が兼務すること、また、他の訪問介護事業所定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に事業を一部委託すること、それから、複数の事業所間で通報の受付などの随時対応サービスを集約化することなどが可能となりますよというオペレーターの配置基準の緩和ということになります。

次に、11ページの第55条については、高齢者虐待防止の推進に係るものでございます。

次に、同じく11ページの第56条の第２項、それから、めくっていただいて第３項で同じく13ページのほうにまたがりますけども、第５項につきましては、先ほどの第47条のところで御説明しましたオペレーターの配置基準等の緩和に係るものが改正がここでもなされているというところでございます。

次に、13ページの第57条の第２項につきましては、サービス付き高齢者住宅等における適正なサービス提供の確保という観点から、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提

供を行うよう努めるものの改正ということになります。

めくっていただきまして、14ページの第59条につきましては、準用規定ということになります。次からが地域密着型通所介護に係るものということになります。ここは、本町には該当事業者はございませんけれども、14ページですけども、第59条の12の第10号は、高齢者虐待防止の推進に係るものということになります。その下の第59条の13の第３項につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務づけということで、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有していないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるというふうに義務づけが改正がなされているところでございます。

次の第４項につきましては、ハラスメント対策の強化ということでの改正になります。

15ページの第59条の15の第２項ですけれども、これにつきましては災害時における地域と連携した対応の強化ということで新設がなされているところでございます。

16ページの第59条の16の第２項につきましては、感染症対策の強化の新設、第59条の17につきましては、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用の内容を追加するというものでございます。

17ページの第59条の20、第59条の20の１は準用規定ということになります。

次からが療養通所介護に係るものではございますけれども、本町には該当はありません。

18ページのところですけども、すいません、18ページの第59条の20の２のところで、改正前のところを見ていただいて、上から11行目のところで強制型地域密着型うんぬんとありますけども、これがちょっと改正前のところが文字の変換がうまくいってなかったようで、「強制」というこういう表現にそのままちょっとなっておりましたので、今回、改正をさせていただくものの、すいません、今度は改正後のところは共生にアンダーラインの漏れがございました。申しわけございません。共生型社会の共生ということで、今回、表記を改める改正をさせていただくものでございます。

それから、19ページの第59条の34の第９号のところは、高齢者虐待防止の推進での新設。

次の20ページの第59条の38で、21ページの第64条で、23ページの第65条の第２項につきましては準用ということになります。

次からが、認知症対応型通所介護に係るものですけども、これも佐々町には該当する事業はございませんけども、23ページの第66条のところですけども、共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準ということで、人材の有効活用を図る観点から、事業所の管理上、支障がないと判断される場合は、本体施設事業所の職務と併せて他の職務に従事することを可能とするという緩和がなされたところでございます。

24ページの第73条の第10号は共通の改正内容でございまして、高齢者虐待防止の推進に係るもの、それと第80条でその次の第83条というところで、ページがとびますけれども、そこは準用ということになります。

また、次からが小規模多機能居宅介護に係るもので、これは町内に該当事業所がありますけれども、27ページのところの第87条のところは共通の改正内容になりますけれども、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用となります。

28ページの第100条第１項の第10号ですけれども、高齢者虐待防止の推進に係るものの新設となります。

第101条の第２項につきましては、過疎地域等に係るものですので、そういう改正と、本町には関係がないということになります。

29ページの第108条につきましては、準用規定ということになります。

それから、ここからが認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの関係ですけれども、30ページのところの第110条の第１項につきましては、認知症グループホームの夜勤職員

体制の見直しとして、１ユニットごとに夜勤１人以上の配置というふうにされている認知症グループホームの夜勤深夜時間帯の職員体制について、３ユニットであっても、各ユニットが同じ階、同一階に隣接していれば、職員が円滑に利用者の状況把握ができ、速やかな対応が可能と判断される場合においては例外的に夜勤を２人以上の配置に緩和する、そういった選択を可能とするよという改正でございます。

それから32ページでございますけれども、第９項、同じく同条の第９項ですけども、計画作成担当者の配置基準の緩和ということで、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに１名の配置というふうになっているところを、事業所ごとに１名以上の配置に緩和するというものでございます。

続いて、33ページの第111条の第２項につきましては、利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにするという観点から、本体事業所との兼務を可能とするというものでございます。

次の第113条につきましては、33ページから34ページになるんですけども、経営の安定性の観点から、これまでただし書きで共同生活住居の数の３を認めるというふうになっておりましたけども、これをただし書きをとる形で３以下に緩和されるというものでございます。

次に、同じく34ページの第117条の第７項でございますけれども、ここは会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用の追加ということになります。

また同じ同条第８項ですけれども、外部評価に係る運営推進会議の活用として追加、新設がなされているところでございます。

次に、35ページの第122条の第１項第７号につきましては高齢者虐待防止の推進で、36ページの第123条の第３項については、認知症介護基礎研修の受講の義務づけということでございます。

また、第４項につきましては、共通の改正内容のハラスメント対策の強化に係る改正でございまして、第128条は準用ということでございます。

次からは、地域密着型特定施設入居者生活介護に係るものですけれども、38ページの第130条第６項は会議等多職種連携におけるＩＣＴの活用で第145条が高齢者虐待防止の推進、第146条の第４項は認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、同じく同条の第５項はハラスメント対策の強化、第149条が準用というふうになっております。

次が、地域密着型介護老人福祉施設に係るものになりますけども、40ページですけども第151条の第１項で、42ページの第８項で、43ページの第13項については栄養ケアマネジメントの充実ということで、現行では、現在は栄養士というふうな表現になっておりますけれども、現行の栄養士に加えて、若しくは管理栄養士ということでの表現が追加されたことによるものでございます。

次の44ページの第157条、第158条は会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用ということになります。45ページの第163条の２、第163条の３につきましては、栄養ケアマネジメントの充実と、入所ごとの状態に応じた口腔衛生管理の強化という観点からの新設というふうになっております。

次の第168条の第１項第８号は、高齢者虐待防止の推進、第169条の、めくって46ページにまたがっていきますけども、第３項は認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、第４項はハラスメント対策の強化、第171条の第２項第１号は会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用、第３号は感染症対策の強化の改正ということになります。

また、第175条の第１項第３号、第４号は会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用、第177条は、ページが48ページのほうになりますけれども、準用ということになります。

また、次が今度はユニット型地域密着型介護老人福祉施設に係るものになります。町内に該当事業所はございませんけれども、49ページのところの第180条の第１項第１号のところは、夜

間及び深夜も含めた介護、看護職員の配置の実態を緩和しつつ、人材確保や職員定着という観点から、１ユニットの定員をおおむね10人以下というふうになっていたものを、15人を超えないものへと見直されるものでございます。

また、50ページのところですけれども、第182条の第８項第１号は会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用、第186条の第１項第９号は高齢者虐待防止の推進、第170条の第４項は認知症介護基礎研修の受講の義務づけで、第５項はハラスメント対策の強化、第189条、54ページの第202条までは準用ということになっております。

55ページのところの第203条の第１項、第２項は共通の改正内容の記録の保持等に係る見直しということになっております。

新旧対照表は以上のとおりでございまして、56ページの附則ですけれども、第１項の施行期日は、この条例は、令和３年４月１日から施行する。というものです。第２項以下、裏面58ページの第11項までございますけれども、それぞれ虐待防止、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講、ユニット定員、栄養管理、口腔衛生の管理、事故発生の防止、発生時の対応に関する規定に係る経過措置ということになります。

以上が第９号議案ということになります。

続いて、第10号議案のほうに入らせていただきますけれども、第10号議案１枚めくっていただきまして、１ページ目ということになります。

佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年佐々町条例第３号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。というものです。

すいません、その１ページですけども、目次のところで第６章雑則が新設されておりますが、これは共通の改正内容の記録の保持等に係る見直しということになります。

第２条第５項の共通の改正内容の高齢者虐待防止の、これは推進でございまして、めくっていただきまして、２ページの第６項は介護保険事業計画の作成に係る対応がそれぞれ新設されたものでございます。

同じく２ページの第18条の第１項第６号は、高齢者虐待防止の推進に係る部分が追加されております。

それから、第19条の第４項につきましては、ハラスメント対策の強化の新設、３ページの第19条の２につきましては、業務継続に向けた取組の強化の新設、第21条の２は感染症対策の強化の新設、めくっていただきまして４ページの第22条は運営規程等の掲示に係る見直しの新設、第27条の２は高齢者虐待防止の新設ということになっております。

次に、５ページの第31条は会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用で、めくっていただきまして６ページの第６章雑則で、また第34条は冒頭に説明させていただいたとおりでございます。

７ページの附則ということになりますけども、第１項の施行期日ですけれども、この条例は、令和３年４月１日から施行する。でございます。

次に、第２項、第３項、第４項までが虐待の防止、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る規定に係る経過措置ということになります。

議　　長（川副　善敬　君）

間もなく午後４時となりますけれども、この案件が終わるまで、しばらく時間の延長をいたします。よろしくお願いします。

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）

よろしくお願いします。

それでは、続きまして議案第11号を見ていただければと思います。

１枚めくっていただきまして、佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例。

佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年佐々町条例第６号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下「改正前表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

１ページ目ですけども、ここは介護予防認知症対応型通所介護に係る部分が書かれておりまして、第３条第３項のところは高齢者虐待防止の推進でございまして、めくっていただきまして、２ページの第４項がありますけども、介護保険事業計画の作成に係る対応がそれぞれ新設されているというところでございます。

次は、ちょっとページが少しとんで５ページになります。

５ページの第10条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における管理者の配置基準ということで、人材の有効活用を図るという観点から、事業所の管理上、支障がない場合は本体施設事業所の職務と併せて他の職務に従事することを可能とするものでございます。

この第10条の改正に合わせて、２ページの第８条のところ、本体事業所というふうに、ちょうど２ページの一番下のところに書かれていますけども、改正となっているところでございます。

第27条の第１項第10号は、５ページから６ページにまたがりますけども、高齢者虐待防止の推進が新設されております。

６ページの第28条の第３項につきましては、認知症介護基礎研修の受講の義務づけとして、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち医療、福祉関係の資格を有していないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を義務づけるという改正になっているところでございます。

また、第４項につきましては、共通の改正内容のハラスメント対策の強化の新設、第28条の２につきましては、業務継続に向けた取組の強化の新設、７ページになりますけども、第30条の第２項は災害時における地域と連携した対応の強化ということで新設がなされております。

同じく７ページの第31条の第２項ですけれども、感染症の対策、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用が新設されているところでございます。

８ページの第32条第２項につきましては、運営規程等の掲示に係る見直し、第37条の２につきましては高齢者虐待防止の推進に係る新設ということになります。

９ページの第39条で、13ページの第49条につきましては、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用ということで新設されたものでございます。

ここからが、介護予防小規模多機能型居宅介護に係るもので、佐々町にも該当がございますけれども、14ページの中ほどの第57条第１項第10号は、高齢者虐待防止の推進の新設、下の第58条につきましては、これは過疎地域その他これに類する地域に係るものでございますので、ちょっと割愛をさせていただきます。

15ページの第65条は準用ということでございます。

ここからが、介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもので、いわゆるグループホームに係るものですけれども、17ページの第71条、16ページからこうまたがってきておりますけれども、認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しで、１ユニットごとに役員１人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間深夜時間帯における勤務体制について、３ユニットの場合であれば各ユニットが同一階、同じ階に隣接していることで、職員が円滑に利用者の状況が把握でき、速やかな対応が可能だという場合に限って、例外的に夜勤を２人以上の配置とすることを認める、緩和するという選択が可能になったというところでございます。

18ページの同条第５項のところは、共同生活住居という表現が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所への読み替えというふうなことになります。

同条第９項ですけれども、計画作成担当者の配置基準の緩和として、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとの１名以上の配置としているところを事業所ごとに１名以上の配置ということで緩和をするというものでございます。

19ページの第72条の第２項につきましては、利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようなということで、そういう観点から本体事業所との兼務を可能とするという緩和措置でございます。

20ページの第74条につきましては、経営の安定性の観点から、これまでのただし書きで共同生活住居の数の３を認めるというふうになっておりましたけども、これをただし書きを取り除く形で３以下に緩和されるものでございます。

次に、20ページの第78条の第３項ですけれども、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用の新設ということになります。

21ページの第79条でございますけれども、さっきの第72条の第２項にありますように、利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるような観点から、サテライト型を除く条文が追加となったところでございます。

次に、22ページの第81条、21ページから続いてくる部分ですけども、第81条の第３項は認知症介護基礎研修の受講の義務づけ、第４項がハラスメント対策の強化に係る改正で、第86条が準用ということになります。

23ページの第87条につきましては、既存の外部評価は維持しながら、公正中立な立場にある第３者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受ける仕組みを制度的に位置づけましょうということでございます。

次に、24ページの第91条でございますけれども、会議や多職種連携におけるＩＣＴの活用ということでございます。

25ページから26ページになっていきますけども、25ページの附則第１項の施行期日は、この条例は、令和３年４月１日から施行する。

次に、第２項、第３項、第４項、26ページの第５項までございますけれども、虐待の防止、

認知症に係る基礎的な研修の受講、業務継続計画の策定等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定の経過措置ということになります。

申し訳ございません。大変長い説明となりましたけども、以上で終わらせていただきます。

議　　長（川副　善敬　君）

執行の説明が終わりました。

これから議案第８号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、質疑を行います。

３番。

３　　番（永田　勝美　君）

非常に、全体分量が多くて、なかなか理解するのが難しいんですけども、全体としてはこの間、問題になっていた様々な虐待の問題だとか、あるいは電磁記録の問題だとかというのが盛り込まれた改正ということなんでしょうけども、一文に例えば、特養関係のユニットの定員が10人から15人に増えるとかっていうふうになっておりますけれども、全体としてはサービスのレベルが低下することになるのではないかという懸念がある、そうしたその改正じゃないかという印象を持ったんですけども、課長のほうで今回の全体を通しての、いわゆる規制緩和と強化という点がそれぞれあろうかと思うんですけども、全体としてはどういう傾向かということについて分かれば、解説いただけるとありがたいと思うんですけど。

議　　長（川副　善敬　君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道　晋次　君）

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に係るものが起因となっておりまして、結果として現場で介護職員がいなくなるとか、現場での対応ができなくなっているというところが去年の５月、６月に発生したことからこういった法改正になっているというふうに案内をお聞きしておりますので、先ほど議員おっしゃるように、サービスの低下というところも課題とはなるのかもしれませんが、そういったところも含めて佐々町の場合はケア会議も含めて、しっかりとケアプランがうまく回っていくような確認もとれるのかなというふうには思っているところでございます。

議　　長（川副　善敬　君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第８号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第９号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第10号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第10号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件について質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。
これから採決を行います。議案第11号 佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会いたします。

（16時14分　　散会）